

令和7年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和7年3月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

|       |         |     |         |       |         |
|-------|---------|-----|---------|-------|---------|
| 1 番   | 北 村 和 士 | 2 番 | 武 尾 哲 治 | 3 番   | 吉 田 功   |
| 4 番   | 中津川 定 雄 | 5 番 | 秋田谷 光 彦 | 6 番   | 古 谷 星工人 |
| 7 番   | 平 野 由里子 | 8 番 | 田 代 実   | 9 番   | 井 上 栄 一 |
| 1 0 番 | 南 雲 まさ子 | ——  | ——      | 1 2 番 | 寺 嶋 正   |

2. 欠席議員 1人

|       |       |
|-------|-------|
| 1 1 番 | 飯 田 一 |
|-------|-------|

3. 説明のための出席者 15人

|                         |         |             |         |
|-------------------------|---------|-------------|---------|
| 町 長                     | 本 山 博 幸 | 副 町 長       | 田 代 浩 一 |
| 教 育 長                   | 野 崎 智   | 会計管理者兼出納室長  | 中津川 文 子 |
| 参事兼政策推進課長               | 鈴 木 英 幸 | 参事兼総務課長     | 早 野 政 弘 |
| 安全防災担当室長                | 鎌 田 将 次 | 税 務 課 長     | 山 岸 裕 子 |
| 町民課長兼寄出張所長              | 堀 谷 恵 子 | 福 祉 課 長     | 宮 根 正 行 |
| 子育て健康課長                 | 渋谷 昌 弘  | 観 光 経 済 課 長 | 遠 藤 洋 一 |
| まちづくり課長<br>兼駅周辺事業推進担当室長 | 柳 澤 一 郎 | 環境上下水道課長    | 渋谷 好 人  |
| 教 育 課 長                 | 椎 野 晃 一 | ——          | ——      |

4. 出席した議会事務局書記 2人

|           |         |     |       |
|-----------|---------|-----|-------|
| 参事兼議会事務局長 | 石 井 友 子 | 書 記 | 島 秀 明 |
|-----------|---------|-----|-------|

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 2 号 松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例
- 日程第 2 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 3 議案第 4 号 松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5 号 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 号 松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7 号 松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9 号 松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 10 号 松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 11 号 松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 1 議会運営委員会報告

追加日程第 2 議案第 27 号 松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について

日程第 11 議案第 12 号 令和 6 年度松田町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 12 議案第 13 号 令和 6 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 13 議案第 14 号 令和 6 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 15 号 令和 6 年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 16 号 令和 6 年度松田町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 17 号 令和 6 年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

## 6. 議会の状況

議 長 おはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎えて、議員各位

には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

報告いたします。飯田議員におかれましては、体調不良のため本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会3日目、よろしくお願いいたします。

議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例を別紙のように制定する。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地域の営農活動の維持や、住民が安全に暮らすためには、鳥獣被害対策実施隊の活動及び存在は極めて重要であるため、鳥獣被害対策実施隊員の処遇を改善し、隊員の確保や継続的な有害鳥獣駆除活動の実施、さらに現在の職務内容等に鑑み、隊員の補償や身分を明確化するため、新たに条例制定を提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例について説明をさせていただきます。

条例制定の背景・目的といたしましては、通年の有害獣駆除活動や錯誤捕獲後のツキノワグマ放獣対応に関わる鳥獣被害対策実施隊は、常に危険と隣り合わせであるにもかかわらず、相応の報酬及び十分な補償を受けていない状況があります。また、耕作放棄地が増えることで、有害獣の生息域が拡大し、農作物への被害が大きくなることが予想されており、地域の農業を継続するためには耕作放棄地の増加や有害獣被害の拡大を阻止しなければなりません。このため、地域の営農活動の維持や、住民が安全に暮らすためには、鳥獣被害対策実施隊の活動及び存在は極めて重要です。つきましては、鳥獣被害対策実施隊員

の処遇を改善し、隊員の確保や継続的な有害獣駆除の活動の実施、さらに、現在の職務内容等に鑑み、隊員の補償や身分を明確化するため本条例を制定するものでございます。

それでは、議案1枚をおめくりください。本条例は新規条例でございますので、条ごとに説明させていただきます。

まず第1条につきましては、本条例の提案どおりの趣旨及び設置についてでございます。

第2条につきましては、職務を規定させていただいております。

第3条につきましては、組織を規定し、隊員の定数と、隊長、副隊長をそれぞれ1名配置することについて定めるものでございます。

第4条につきましては任命を、恐れ入りますが、議案資料をおめくりいただきまして、2ページ目、2ページ目を御覧ください。第5条では任期を、第6条は服務を、第7条は身分保障の規定でございます。

第7条身分保障につきましては、本町では平成26年10月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置いたしました。現在の本町の鳥獣被害対策実施隊員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職に属する地方公務員としていますが、現行は松田町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する規則に規定しているため、本条例での第7条第1項にて改めて明記するものでございます。第2項は隊員の報償で…報酬の規定で、別表第1にて町内在住年額1万2,000円、町外在住年額6,000円を定めるものでございます。第3項は隊員の出勤手当の規定で、別表第2にて出勤手当、危険手当のそれぞれを定める規定でございます。なお、現在の隊員の年額報酬は1,000円で、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定められております。

第8条は、有害獣駆除活動に、活動中における災害補償の規定で、松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償し、第9条は損害賠償が発生した場合の規定で、町が加入する全国町村会の総合賠償補償保険及び民間のハンター保険で賠償することを定めるものでございます。

次のページをお願いします。第10条では、隊員の任期途中の解任について、第11条では実施隊の庶務において所管課を定めるものでございます。

第12条では、委任する規定として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則でございます。施行期日です。この条例は令和7年4月1日より施行するものでございます。

資料を、次のページをお願いします。参考資料は規則でございます。実施隊の職務等に関し、必要な事項を定めております。

資料をおめくりいただきまして、参考資料2は、令和7年2月14日に説明させていただきました全員協議会の資料を添付させていただきましたので、後ほど御高覧くださるようお願いします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議長 日程第2「議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町長 議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、施行日となる令和7年6月1日までに関係条例の改正等が必要なため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明させていただきます。

改正する内容としましては、罰則規定のうち、禁錮及び懲役の文言を定めている関係条例につきまして、拘禁刑に改め、施行日前の行為の処罰に係る経過措置を規定するものであります。なお、対象となる関係条例の違いから、第1条から第5条の条立てとなっております。

恐れ入ります、議案3枚おめくりいただき、4枚目の参考資料1をお願いいたします。松田町議会の個人情報の保護に関する条例（第1条）関係です。新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案で、改正案のほうを御覧ください。改正案の第54条、第55条及び第56条に規定されております、現行の「懲役」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。

恐れ入ります、次ページをお願いします。松田町個人情報の保護に関する法律施行条例第2条関係でございます。左側の改正案のほう、よろしくお願いいたします。附則、第7項、第8項に規定されております現行の「懲役」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。

その下、3ページ目、お願いいたします。松田町情報公開・個人情報保護審査会条例（第3条）関係でございます。新旧対照表の左の改正案でございます。罰則の第11条に規定されております現行の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次のページ、4ページ目をお願いいたします。松田町職員の給与に関する条例第4条関係でございます。左側の改正案でございます。第20条の2第3号及

び第4号及び20条の3の第1項第1号及び次ページの、5ページのですね、第3項第1号に規定されております現行の「禁錮」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第5条）関係でございます。左側の改正案でございます。第6条の退職報償金支給の制限の第1号に規定されております、現行の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

すみません、5ページ戻っていただきまして、議案本文2ページをお願いいたします。経過措置でございます。第6条の罰則の適用に関する経過措置でございますが、こちらのほうにつきましては、条例の施行日前の行為の処罰につきましては、改正前の条例等を適用することは必要であると考えことから、改正前の条例を適用するため、経過措置を設けるものでございます。また、2項につきましては、本条例の改正前に改廃された条例の、なお従前の例による等の経過措置に関する規定につきましては、それ自体の改正ができないため、包括的な読替規定を設けるものでございます。

第7条の人の資格に関する経過措置を定めるものでございます。人の資格に関する条例等の規定につきましては、「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改正した場合、当該条例の施行後、拘禁刑に処された者だけでなく、懲役、禁錮また刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留に処せられた者も資格制限等の対象とすべきことであると考えことから、人の資格に関する条例等の規定の適用について経過措置を設けるものでございます。

第8条は、松田町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定めるものでございます。前条に規定する人の資格に関する規定のうち、刑に処せられたこと以外の事由、起訴で資格を制限する根拠としているものについては個別に経過措置を設けるものでございます。

附則でございます。この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、先般2月14日の全員協議会で御説明しま

した資料でございますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和7年4月1日に育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を図るため、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長      それでは、議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正する内容は2つでございます。1つ目は、育児を行う職員の超過勤務の免除の見直しでございます。対象となる職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大するものでございます。2つ目は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知強化等でございます。職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認、職員の仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、職場環境の整備に係る規定を新設するものでございます。

それでは、議案3枚をおめぐりいただきまして、4枚目の参考資料1、松田町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を御覧ください。新旧対照表でございます。左側の改正案です。第8条の4の第2項では、現行の「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に文言を改めるものでございます。また、同ページの第4項でございます。現行の「第1項及び前項」を「前3項」に文言を改め、2行目のですね、後段にございます、第1項、第2項及び第3項中において活用します「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのをですね、恐れ入りますが、次ページお願いいたします。1行目の後段です。「要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」に読み替えるものです。また、4行目の第1項中、「深夜における」を、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、あと第2項中のですね、「当該請求をした職員の業務の処理をするための措置が著しく困難である」とあるのを、「公務の運営に支障がある」とそれぞれ読み替えるものでございます。

第15条の介護休暇の第1項においては、3行目の後段、「規則で定める者」の後に「（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）」の文言を加えるものでございます。

次ページ、3 ページのですね、19条の2は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定を、19条の3は勤務環境の整備に関する規定…措置の規定をそれぞれ新設するものでございます。

恐れ入りますが、3 ページ戻っていただきまして、議案本文2 ページを御覧ください。附則でございます。第1条施行期日では、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。第2条経過措置では、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を、行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。なお、参考資料の2につきましては、2月14日の全員協議会で御説明させていただきました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 今のですね、条例中にありましたところで、ちょっと定義がですね、難しいところがありましたので、その確認だけさせていただきます。条例のところですけども、小学校就学の始期ということですけども、ちょっと、私はちょっと確認してですね、始期っていつまで…いつからいつまでの、そういうある程度の期間があるのか、例えば4月2日とか1日とかですね、そういった特定の日なのか分かりませんので、そのところについてですね、説明をお願いをしたいと思います。

参事兼総務課長 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員というのは、基本的に小学校1年生に入学するまでの子のある職員ということでございます。（「要は生まれてから小学校に入るまでの間ということでしょう。そういうふうに言えば。」の声あり）あ、すみません。ごめんなさい。すいません。

ごめんなさい。生まれてから小学校入るまでの期間ということでございます。

すみません。

9 番 井 上      じゃあ、確認ですけども、入るというのは、4月2日ということで…あ、1日ということですか、それとも入学式の日ということですか。

参事兼総務課長      基本的には小学校に入ることですので、入学してからという話になります。（私語あり）入学してからという形になります。

議                  長      よろしいんですか。

9 番 井 上      ちょっとね、その辺が、教育課長にもお聞きしたいんですけど、入学…例えばですね、小学校へ入学をするというのは、いつからになるんですか。入学式の日からではなくて、1日か2日ですよ。

教 育 課 長      4月1日です。4月1日が学期の初日になります。

9 番 井 上      じゃあ、再確認ですけども、そういったね、こういった職員のほうの対応に関する部分なので、だからそれは今、教育課長が言われたように、小学生になるというのは、4月の1日からが1学期で、もうそこから小学生だということなんですけれども、4月1日ということでよろしいんですか。

参事兼総務課長      はい、そのとおりです。すみません。

9 番 井 上      終わります。

議                  長      よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

質疑を打ち切って、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について提案することに伴い、鳥獣被害対策実施隊に係る規定について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正する内容につきましては、松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定に伴いまして、鳥獣被害対策実施隊員に係る規定を削除するものでございます。

それでは、議案2枚をおめくりいただき、3枚目の参考資料、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を御覧ください。改正案でございます。第1条でございます。第36号の「鳥獣被害対策実施隊員」を削りまして、以下第37号を36号とし、第38号を第37号とするものでございます。

また、別表第1、第2条関係でございます。次ページをお願いいたします。次ページの下から2行目でございます、鳥獣被害対策実施隊員、年額1,000円を削るものでございます。

最後に2ページ戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点確認なんですけどもね、先ほどの議案第2号のほうは付託となったんで

すけれども、上程された条例案によりますと、そちらのほうもですね、4月…令和7年4月1日から施行になってますよね。こちらのほうも削る部分なんでね、4月1日でもいいのかね。3月31日じゃなくていいのか。そこの確認なんですけど、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 実際的に4月1日から、今、第2号がですね、4月1日から施行という形になりますので、それに合わせて4月1日に削らせていただくものでございます。以上でございます。

9 番 井 上 (「はい。」の声あり) 分かりました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑は打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

議 長 日程第5「議案第6号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第6号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正する内容は2つでございます。1つ目は扶養手当見直しでございます。近年、官民とも配偶者にかかる手当が縮小傾向にあることや、子に要する経費の実情について国全体で少子化対策が推進されることを踏まえ、段階的に配偶者にかかる手当を廃止するとともに、子にかかる手当を増額するものでございます。2つ目は地域手当の見直しでございます。これまで市町村単位での支給区分の設定から、都道府県を基本とする支給地域の設定に見直され、改正に要する原資の状況等を踏まえ、段階的に支給割合の引上げが行われることになりました。本町におきましては近隣市町との均衡を図りつつ、財政状況を踏まえ、地域手当の支給割合を見直すものでございます。なお、本議案は施行期日の違いから、第1条、第2条の条立てによる改正を行っております。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条）関係の新旧対照表を御覧ください。左側の改正案でございます。

第9条の扶養手当でございます。扶養手当に対する規定でございますが、扶養手当の月額是一般職員給料表の適用を受けている7級職（課長級以下）の職員で、配偶者の月額を1人につき3,000円に、8級職（参事級）の職員は支給しない規定を改め、扶養親族の孫等につきましては、7級職（課長級）以下の職員で1人につき6,500円、8級職員（参事級）の職員は3,500円に、また、扶養親族の子につきましては1人につき1万1,500円に改めるものでございます。

10条第3項第3号では、現行の「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」）」という文言に改めるものでございます。

次ページをお願いいたします。10条の2、地域手当でございます。第2項では規定している地域手当の率を現行の100分の3から100分の6に改めるものでございます。

次ページ、3ページをお願いいたします。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係の新旧対照表でございます。第9条の扶養手当に対する規定で、現行の第2項中1項の「配偶者」を削り、第2号を第1号として、以下第3号から第6号まで1号ずつ繰り上げ、同条第3項では、扶養手当の月額が扶養親族の孫等については一般職員給料表の適用を受けてる7級職（課長級以下）の職員で、月額は1人につき6,500円、8級職（参事級）の職員は3,500円、また、扶養親族の子につきましては、1人につき1万3,000円に改めるものでございます。

次ページをお願いします。4ページでございます。第10条の第1項第2号中では、現行の「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改めるものでございます。また、第3項中、第3項第5号中では、現行の「前条第2項第1号及び第3号から第6号まで掲げる扶養親族」を「前条第2項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」）」というふうに改め、第4号では現行の「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」の文言に改めるものでございます。

最後に2ページ戻っていただきまして、議案本文2ページでございます。附則でございます。第1項では、この条例の第1条は令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項では、この条例の第2条は令和8年4月1日から施行するものでございます。なお、参考資料につきましては、先般全員協議会で御説明させていただきました資料を添付させておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 今、説明いただいたんですけども、ちょっとほとんどね、よく分からないんですよ。もう少しゆっくりですね。基本的には、なぜ、その附則のところで、第1条令和7年4月1日から、第2条令和8年4月1日から、そこで分けたという理由もですね、ちょっと明確な説明ない…ないですし、とうとうと説明は

いただいたんですけれども、ちょっと私としてはですね。どの部分が、先ほどちょっと地域手当というふうなところもあったんですけど、それはもう新旧対照表の2ページのところの部分だけだということですよ。よろしいのかね。その辺を含めてですね、再度ちょっと説明いただきたいと思います。私は思いますが、ちょっと議長のほうでね、それ、今ので皆さんがちゃんと理解できたかどうか含めて、御指示をいただきたいと思います。

参事兼総務課長　　すみません、じゃあ、もうちょっとゆっくり御説明をさせていただきます。まず初めに、新旧対照表の第1条関係と第2条関係で分けた理由としまして、施行日が違うということがまず1点ございます。

まず、第1条関係の第9条の扶養手当につきましては、こちらにつきましては、まず扶養親族についての規定でございます。扶養親族、要は配偶者。配偶者につきましては、今、7級職、課長級以下の職員は配偶者の月額を1人につき今度3,000円に。8級職員、参事級の職員は支給しない規定。要は、配偶者に対してはそういう規定を改めます。それ以外で、扶養親族の孫と、孫等という規定がございますので、それらにつきましては7級職以下の職員では1人につき6,500円、8級職については3,500円にします。また、先ほど前段の説明の中で改正する内容としまして、要はお子さんにかかるお金が結構かかっている、国の施策でもそれを重点的にやっていくという形の中で、今現在扶養親族の子供につきましては、今現在、今度令和7年4月からは1人当たり1万1,500円に改めるものです。それが第9条の第3項の規定でございます。

その次から、第10条につきましては、これは文言の訂正ということで、現行では扶養親族たる配偶者とか、父母等という言い換えを、この文言を前条第2項第1号及び第3号から第6号にかかる扶養親族、これを以下扶養親族たる配偶者、父母等に改める規定でございます。

次ページめくっていただきまして、地域手当でございます。

議　　長　　すみません、ここまで分かりますか。大丈夫ですか。

参事兼総務課長　　どうです、分かりませんか。何が。

9 番 井 上　　ちょっとその辺で区切っていただいて。このですね、第9条第3項の6,500円

が3,000円になりましたよね、扶養親族。それは、子が入るんですか、入らないんですか。子は含めて、6,500円が3,000円になったので、その下の扶養親族の子で1万1,500円になったというのは、実質的に1万4,500円もらえるということなんですか。

参事兼総務課長     それでは、すみません、一番最後の参考資料2を見ていただいたほうが分かりやすいかと思うんですが。要は、1番のこの表でございますね。配偶者、配偶者のところで、配偶者って要は奥様、奥様ですね。奥様が要は令和7年度3,000円。お子さんが1万1,500円という形の説明と、それ以外に、扶養親族の規定の中で、扶養するその孫とかもその対象になるので、それが前第9条の第3号の中の、前項第3号から第6号までにかかる扶養親族が今度は1人につき6,500円という形になります。要は、この表の中では…の中の記載につきましては、1人につき、一番初め、1人につき3,000円が配偶者のことを言ってます、一番最後の1万1,500円がお子さんのことを言ってます。ただ、中間に6,500円とかいう記載があるんですが、これは給与条例のほうで位置づけております項目がございまして、扶養親族たる配偶者父母等で…の中で…ごめんなさい。満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫とか、満60歳以上の父母及び祖父母とか、そういうような規定があって、その人たちが今度は6,500円になりますよという規定です。お分かりですか。

9 番 井 上     そうするとですね、その新旧対照表の1ページですよ、そこで第3項のところに、以下扶養親族たる配偶者、父母等というというのが現行ですよ。それが除かれちゃってますよね、改正案では。扶養親族の定義が。だからそれは、先ほどの参考資料2では、全部それは配偶者だよという説明なんですけれども…になってますよね、参考資料は。（私語あり）違うの。参考資料…参考資料は、扶養手当の額は全部これ配偶者とこれだけに…これだけですよ。そうしたら、例えば父母とかはなくなっちゃったというふうな理解でいいんですかね。ちょっとその辺もよく分からないんです。

参事兼総務課長     もう一度御説明をさせていただきます。まず、扶養手当、これ参考資料2の表でございますが、まず配偶者、7級、課長級以下とか、8級、参事級以下っ

て書いてありますね。令和５年度はそれぞれ6,500円と3,500円、現行で支給を  
させていただいてます。奥様に対しては。令和７年度から、７級、課長級以下  
については3,000円、８級については支給しないということが、これが９条の第  
３項の前段ですよ。掲げる扶養親族については１人につき3,000円、一般職給  
料表の適用を受ける職員で、その職務が８級以下である者は支給しない、ここ  
が、要は奥様が今まで6,500円から今度3,000円、課長職…参事級はもう支給し  
ないよと、ここは奥様のことを言っております。

その下、前項第３号から第６号まで係る扶養親族についてはというのは、こ  
れはここの新旧対照表のほうには記載はないんですが、こちらにつきましては、  
対象となるのが満22歳に達する日以後の最初の３月31日までである孫、満61歳以  
上の父母及び祖父母、それから満22歳に達する日以後の最初の３月31日まで  
にある兄弟という形になって、あと心身に著しい障害のある者ということがここ  
で規定されておるんですが、今、議員がおっしゃられるように、この資料の表  
には記載がありません。表には記載がないだけで、そういうような規定がかえ  
られます。また、あと子供につきましては、一番最後の扶養親族たる子、１人  
につき１万1,500円ということで、この参考資料２の表と同額を記載させていた  
だいております。ここが一応そういうような内容でございます。よろしいでし  
ょうか。（「そこは分かりました。」の声あり）

議 長 大丈夫ですか。ほかの方も大丈夫ですか。（「附則の説明をもう一回。」の  
声あり）

参事兼総務課長 附則の説明は、一番分かり安いのはやっぱりこの参考資料２だと思います。  
要は、配偶者…ごめんなさい。扶養手当のまず見直しは、令和７年度、７級、  
課長級以下の職員が3,000円、８級職員、参事級は支給しない。子については1  
万1,500円で、これらについては7年度、ですから、施行日が7年4月1日。あ  
と、それに併せて地域手当の見直し、次ページになります地域手当が今度は  
6％になります。それが7年度から実施なので、次ページの100分の3を100分  
の6という形にさせていただいております。

9 番 井 上 大体分かりました。確認ですけれども、先ほどのその21歳以上でしたっけ。

の子とか、61歳以上の父母が扶養親族になっている場合は、そこはもう7年度施行分も8年度施行分も変わらないという理解でよろしいですか。（「はい。」の声あり）分かりました。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 番 北 村 地域手当の支給割合なんですけれども、3%から6%ということで、他市町村に比べて随分少ないようにお見受けするんですけれども、これはどのような根拠でこの6%というところを決定されましたでしょうか。よろしくお願いいたしますします。

参事兼総務課長 ただいま地域手当のほうにつきましてはですね、参考資料のほうにも記載をさせておるんですが、参考資料2枚目ですね、神奈川県に勤務する国家公務員地域手当支給割合ほか抜粋ということで、海老名市から、座間市から一番最後、南足柄市、中井町、大井町という中で、6年度におきましては、松田町というのは、本当は地域手当は支給されていない地域でございます。そこを今まで3%という形で支給させていただいておったので、今回国のほうは4%の基準でやってくださいという話なんです、うちのほうはその倍、倍という形で、6%ということで。やはり、今、議員がおっしゃられたように、他町とのやっぱりバランスって考えるとちょっと低いというのは御指摘のとおりなんです、うちのほうもそういう財政状況とか踏まえながらですね、6%に決定させていただいたという次第でございます。

議 長 よろしいですか。

1 番 北 村 ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。  
質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた常勤職員の給与条例の改正を踏まえ、一般職の均衡を図るため、会計年度任用職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正する内容につきましては、地域手当の見直しでございます。常勤職員の支給割合の見直しに伴い、会計年度任用職員も同様の地域手当の支給割合を見直すものでございます。

それでは、議案2枚目をおめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。左の改正案のほうを御覧ください。第19条の第5項でございます。こちら規定している地域手当の率を現行の100分の3から100分の6に改めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページ戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。なお、参考資料2につきましては、先ほど御説明しています全員協議会の資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいた

します。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第8号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第8号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。保護者負担金（延長時間部分を除く）を無償化することにより、共働き世帯等の経済的・心身的な負担軽減を図り、安心して子育てができる環境を創出するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくをお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第8号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の主な概要でございますが、学童保育保護者負担金、延長時間分を除く、平日の放課後から午後6時までと、土曜日、長期休業の午前8時から午後6時までの学童保育保護者負担金を月額6,000円から無償に改正するものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。現行欄第7条第1項中、「月額6,000円を徴収する」を、改正欄では「学童保育の時間の延長時間30分につき1回500円を徴収する。ただし、延長時間30分につき、月1,500円を限度とする。」に改め、同条第2項を削るものです。また、現行欄では、同条第3項中「第1項又は第2項」を、改正案では「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項にそれぞれ改めるものです。

1ページお戻りいただきたいと思います。改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、施行期日ですが、1、この条例は令和7年4月1日から施行します。経過措置ですが、2、改正後の第7条の規定は施行の日以後の利用に係る負担金について適用し、施行の日前の利用に係る負担金についてはなお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 ちょっと2点か3点ですね、お伺いをさせていただきます。

まず、条例自体としましては、その改正案ですね。新旧対照表のところで、延長時間30分につき、月1,500円を限度とするということですがけれども、この延長時間というのは何時から何時までの時間の中で30分単位ということで徴収するのかとですね、だから、例えば月に延長時間30分というのが四、五回…あ、4回あった場合は、もうそれも1,500円しか徴収をしないということなのか、それはそうじゃなくて、30分3回までしか延長できませんよということなのかをお願いをしたいと思います。

あと、現行ですね、学童保育のほうのクラス数はたしか3クラス程度だったと理解しておりますけれども、この無償化することによってですね、クラス数の増加等の懸念はないのか。その2点についてお伺いさせていただきます。

町 長 細かいのは担当にちょっと回答させますけれども、1番目の質問についてはですね、変更はございませんので、今の現状と一緒に、ただただ条例上、第1項の分がなくなったので、こっちに、1つにまとめたというふうな内容ですから、

改めて同じ、今までやってることの確認という意味で説明させます。それ承知しておいてください。以上です。

議 長 よろしいですか。

子育て健康課長 延長の時間なんですけれども、平日については午後6時から午後7時まで、土曜日と長期休業については、この延長分としては午前7時半から午前8時まで、それとあと午後6時から午後7時までが延長時間分となります。

それとあと2つ目の御質問のですね、クラスの増加というところなんです、今現在クラスとしては4クラスで運用して…運営しております。令和6年度については今現在120名ほど利用されております。クラス、1クラスおおむね40人ということで計画上ございますので、4クラスで、マックス160人という受入れが可能となっております。以上です。

9 番 井 上 分かりました。では、そのクラス数のほうですね、今…令和6年度で120名で、クラス数としては4クラスまでが可能ということで、160名だから、あと40名ぐらひは余裕があるというふうな理解をさせていただきました。今、120名のうちですね、延長保育があるのかどうなのかというところも加えてなんですけれども、大分共働きの家庭等であればですね、これが無償になれば家で、放課後ですね、家にいるよりは学童保育で過ごしたほうが良いと、そういう経済的な負担もなくなるということで、かなり増加をするかもしれないというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

子育て健康課長 ただいまの質問にお答えいたします。延長の利用者数といたしましては、多い月でですね、長期休業…夏休みですね。夏休みが多いんですけれども、60名程度の利用者がございます。大体あとは平均してそういう長期休業以外のところはですね、年間平均すると大体30名程度の延長利用の方がいらっしゃいます。実績としてですね。あとは、無償化になることによって増えていくという可能性としては、若干そういう方…家庭もですね、潜在的な家庭はいらっしゃると思います。

9 番 井 上 説明のほうは分かりました。その辺の潜在的な需要あるかもしれないんですけれども、今のところは40名程度の余裕があると、そういう中で対応できると

いうことかなと思いますけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

子育て健康課長      ただいまの質問にお答えいたします。令和6年度については120名ほどなんですが、令和7年度の今のところのその申込みの予定としては150名ちょっとございます。ですので、無償化にすることによって160名近くまでは申込みはあるんじゃないかという予測はしてございます。以上です。

9 番 井 上      分かりました。実際始まってみると、その辺でちょっとクラス数が足りなくなるかもしれない懸念はあるということで。ただ、この辺はですね、やはり共働き世帯等には多く寄与する政策になるのではないかなというふうに理解をいたしました。

また、町長のほうにはですね、この延長保育、今までの6,000円がですね、無償化するということであります。今の担当の説明ですと、延長保育は30名程度というところがありましたのでね、将来的に延長に係る部分の負担金もどういうふうにされるのか、お考えがありましたら伺いをしたいと思います。

町 長      この施策をするに当たって、現状を確認しつつ、結果的に延長保育の分は今回は見送ろうというふうにさせていただきました。そこには、これ一般財を投下する上で、ある程度偏り過ぎないようにというふうなこともあって、したところもあります。ですので、これを例えば本当に延長保育をゼロにしますという話になってくると、一方で仕事をしたいという方々が仕事ができる範囲は広がりますけどもね、ただ、それをやり過ぎちゃうと、今度子供と親と一緒にいる時間が短くなるだとか、そういったこともありますので、なるべくならば延長保育を皆さんがしないでいいような社会全体になるのが一番いいですね。ですので、今現状はそういうふうになってないという現在のことを鑑みて、まずは、少しは経済的なところ、月に6,000円ではありますけどもね、年間で考えると7万2,000円なので、全体的にすると結構な負担が減るかと思うので、その辺で少しでもですね、安心して松田町で子育てがしたいという環境の第一歩だというふうに理解してもらえればいいと思います。ですので、これからは全体の予算の範囲を見ながら、そういった御提案も頂きながらですね、進めてまいりたいと考えます。以上です。

9 番 井 上 そういったお答えを頂きましたので、今後につきましてですね、十分御検討をお願いをしたいと思います。終わります。

議 長 ほかには質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号松田町 学童保育に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは説明させていただきます。本条例は消防団員等の障害補償基礎額の改正と扶養加算額の改正、この2点の…2点が含まれております。

4枚目の 参考資料1、新旧対照表を御覧ください。こちらのほうの第2章第5条第2項第2号のほうなんですけれども、消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者の基礎額を、アンダーバーがしてありますけれども、現行の9,100円から9,700円へ、増額の上限の部分、現行の1万4,200円から1万4,500円へ改正するものです。

続きまして、3項なんですけれども、ページをおめくりください。こちらのほうは扶養加算額になりまして、アンダーバーにあります、第1号に該当する、これは配偶者になります。扶養親族については現行の217円から100円になるもので、2号、これお子様になるところなんですけれども、こちらにつきましては現行の333円から383円へ改正するということです。

そのまま、4項別表。別表のところに補償基礎額がありますけれども、これは消防団員のところを示してるところで、この表のように増額するというものがあります。

3ページ、戻っていただきまして、附則のところを御覧ください。この条例は令和7年4月1日から施行いたします。そして経過措置、こちらのほうが書いてあるんですけれども、この経過措置の内容というのは損害補償とか一時金、このような、一時金の場合は令和7年4月1日以後に事由の生じた場合、新しいこの基準を使うというものです。もう一つの障害補償年金と、年金系は令和7年4月1日以降…以後は新しいこの基礎額がそのまま適用されるということになります。

説明は以上になります。なお、参考資料2を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。よろしく審議のほどお願いします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第10号松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第10号松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。消防団員等公務災害補償等責任共済等に係る法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは説明いたします。議案の3枚目、参考資料1、新旧対照表を御覧ください。この別表にあります退職報償金支給額表。ここのうちアンダーバーで示しているとおり、現行の30年以上までしかなかったんですけども、新しく30年以上35年…訂正します。こちらのほうの、35年以上を設けまして、新たに制定するものです。新たな35年以上の退職報償金は、団長のほうが107万9,000円、副団長のほうが100万9,000円、分団長のほうが94万9,000円、副分団長のほうが90万9,000円、部長及び班長が83万4,000円、団員が78万9,000円へそれぞれ増額するものです。

ページを戻っていただきまして、附則をお願いいたします。施行期日は令和7年4月1日から。経過措置はここに書いてありますとおりですが、この条例による改正後の別表の規定は令和7年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従前の例によるというものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 ちょっと1点確認なんですけれどもね、この消防団員等公務災害補償等の責任共済の法律施行令、これはですね、いつ改正をされたのか。以前はですね、6月ぐらいにですね、退職報償金の一部改正というのはやっていますね、そ

の辺であったんではないかなと。だから、そうするとですね、消防団員の退職というのは、たしか6月ぐらいということで、4月という年度単位ではなかったと。そこで消防団員を退職される方については、退職金等もですね、メリットといいますか、あったということを記憶してますので。今回のこの法律施行令がね、いつ改正されたんでね、それをもう4月1日適用でやられたのか。それとも、もうすぐに、例えば令和7年度になってですね、改正される予定があるのか、その辺をちょっと確認をさせてください。

安全防災担当室長 基本的にはもう今4月1日というところを基準しておりますので、こちらの、国のほうの上位規則も4月1日で変更になって…なっております。以上です。

9 番 井 上 すみません。変わったというのは、令和6年の4月1日で変わったものをここで改正をするということですか。やはり法律施行令のほうが先行すると思うんですよね。同日、令和7年の4月1日に変わるということで改正されていないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

安全防災担当室長 給料法改正に伴う非常勤消防団に係る損害補償の基準を定める政令というのがありまして、こちらのほうが4月1日、1日で変えるという基準を示してまして、全国の消防につきましてもこれを準例して、4月1日以降というところで基準が出されましたので、それに準じて改正しているものであります。

9 番 井 上 分かりました。理解しました。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第11号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたため、町もこれに準じて見直すに当たり所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第11号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正の主な内容でございます。水道整備管理行政における人材確保強化の必要性を背景としました水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しによるものでございます。

恐れ入りますが、議案の5枚目、右上に参考資料1と記載のある新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。新旧対照表の1ページ目です。まず、第3条布設工事監督者の資格の第1項につきましては、現行に対し改正案では、資格要件について技術上の実務経験年数を、また、その年数について、少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には工業用水道、下水道、道路、河川分野における実務経験年数を算入可能とすることに改めます。

2ページをお願いします。改正案の第4号には、短期大学等を卒業した者、

6号には高等学校等を卒業した者、4ページの第11号には1級土木施工管理技師のそれぞれについて新たな資格要件を追加します。これにより、現行の第4号は第1号…第4号は1号、第5号以下は2号ずつ繰り下がります。

第3条第2項につきましては、簡易水道事業の場合に必要な実務経験年数について改めます。

6ページをお願いします。第4条水道技術管理者の資格の第1項につきましても、第3条の布設工事監督者と同様に資格要件について改めます。

8ページをお願いします。改正案の第7号には技術士、第8号には1級土木施工管理技師の新たな資格要件を追加します。

9ページをお願いします。第4条第2項につきましては、簡易水道事業の必要の…簡易水道事業の場合に必要な実務経験年数について表記を改めます。

恐れ入りますが、4枚目の裏面、ページで言いますと議案本文6ページをお願いします。附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第11号松田町布設管工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩します。10時40分より再開いたします。 (10時23分)

議長 休憩を解いて再開します。 (10時40分)

休憩中に町長より、議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定についての提出がありました。ただいまより議案第27号を配付いたしますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思います。が、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第27号を配付してください。

(議案配付)

タブレットのほうにも入っております。定例会の表紙のほうです。

配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は議会運営委員会終了次第、再開いたします。 (10時41分)

議長 休憩を解いて再開します。 (10時51分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として「議会運営委員会報告」を直ちに日程に追加することに決定いたしました。お手元の議事日程の日程第11の前に追加をお願いいたします。

議長 追加日程第「1 議会運営委員会報告」を、副委員長より報告をお願いします。  
議会運営委員会副委員長 田代実君。

議会運営副委員長 本日は飯田委員長が欠席のため、副委員長の私が議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、3月6日、先ほど役場4階大会議室において、委員5名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。

次に審議内容についてですが、議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会付託ということになりました。委員会日程は12日にお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 議会運営委員会副委員長の報告が終わりました。会期の変更はございませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会副委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会副委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第2「議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄地域活性化拠点施設。所在地、松田町寄2549番地。

2、指定管理者の名称等。名称、株式会社ヒンジス。代表者、代表取締役 千葉勝久。所在地、横浜市中区海岸通四丁目23番地。

3、指定の期間。令和7年4月1日から令和17年3月31まで、10年間。

令和7年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料1でございます。指定管理者選定申込書でございます。申込書につきましては、団体名、株式会社ヒンジス。団体住所は記載のとおりでございます。代表者名は代表取締役 千葉勝久。

施設の名称につきましては、松田町寄地域活性化拠点施設。所在地は、神奈川県足柄上郡松田町寄2549番地になります。

それでは、事業計画について御説明をさせていただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、事業計画書でございますね。会社概要のほうを御覧ください。会社概要でございますが、会社名は株式会社ヒンジスさんでございます。設立は2017年4月25日、平成29年です。創業は1998年10月24日。資本金は5,545万5,000円で、以下記載のとおりでございます。

次ページの事業の基本的な考え方としまして、地域性と事業性を両立するだけでなく、地域住民と協働しながら、共に松田町と寄地区の地域活性化を図り、価値を上げ、持続可能な松田町を一次産業で実現する本事業の役割が示されております。

次ページをお願いいたします。次、アカデミーで行う具体的な取組事業でございます。主に3つでございます。

1つ目は、基幹事業であるアカデミーでございます。人づくりといたしまして、一次産業就労者の増加を目指します。対象者は持続可能な一次産業、農林水産業に興味のある方、全ての人々を対象といたします。内容のプログラムに

つきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

2つ目は、サブ事業としまして、展示・マッチングでございます。協働・連携協力ということで、地域内消費額の増額を目指してまいります。対象者は事業者や新規就労者の方を対象に、1年更新でやっていかれるということで、展示公開とか情報発信をされていく予定です。

続きまして、サブ事業としまして地産品開発。こちらは魅力づくりとしまして、地域内の雇用機会の増加を目指します。対象者の方は、地域で雇用し、地産品商品の開発、加工など、全国とか世界発信を視野に入れた次世代対応の商品などを開発、加工してまいります。

次ページをお願いいたします。先ほども申しましたアカデミー事業のプログラムでございます。アカデミー事業は、短期の体験型受講を中心としまして、松田町の一次産業の振興に寄与するプログラム内容を構築すると同時に、現代社会が未来に伝承する地産地消の在り方をアカデミー化することで、持続可能な町づくりを実現するものでございます。

プログラムは参加者の現在の志向を踏まえまして、多様なバリエーションを用意しております。多くの参加者の実践力を高めるプログラムは、現在14プログラムを計画しておりまして、また研修者に合わせた、分かりやすいプログラムを開発してまいります。

恐れ入ります。次ページでございます。続きまして、旧寄中学校の施設内容の環境整備でございます。まず、3階はアカデミーフロアとしまして、セミナールームとか地産品サロンや地域連携室などが計画されております。また、音楽室とか家庭科教室におきましては、地域やまた地元の主婦の方の交流などの活用を予定しております。

続きまして次ページでございます。2階フロアでございます。2階フロアは、一次産業、農業ほか研究展示発表の場としまして、展示室とか地域での催事とか、子供も立ち寄る図書館の開設なども計画しております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。1階でございます。1階は地産品部門、地産品開発として地産品加工フロア、食品加工フロアでございます。

地産品開発は、地産品加工については町内産品をメインに、新しい名物品を産出するための必要な施設計画がされております。また、コミュニティ室とかにおかれましては、地域との交流などを活用する計画がされております。

続きまして、次ページの事業収支でございます。事業収支計画においては、アカデミーから食品加工まで展開しながら、1年目の収支は赤字でございますが、2年目以降からは黒字に展開していく計画がされております。

次のページ、参考資料2、お願いいたします。こちらは指定管理区域図でございます。点線で囲った部分が今回指定管理区域でございます。旧寄中学校の校舎と前面の駐車場スペースが指定管理区域になります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、参考資料の3になります。2月17日付で指定管理者選定委員会に指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の候補者の指定の選定について、参事兼総務課長より依頼をさせていただきました。指定管理期間につきましては、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間で、応募につきましては募集によらない指定管理者の候補者の選定によるものでございます。

次ページお願いいたします。参考資料4でございます。令和7年2月26日付で松田町指定管理者選定委員会より、松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の選定結果についての報告になります。委員会につきましては、外部委員2名を加え、計8名で候補者から事業説明をいただくなど、3回にわたって審査をいただきました。申込みのあった事業者様に対しては、委員会で審議した結果、候補者として選定することに決定したものでございます。

1、施設及び所在地につきましては、記載のとおり。2、指定管理者の候補者名は、株式会社ヒンジスさん。神奈川県横浜市中区海岸通四丁目23番地でございます。3、指定管理者の候補者評価点数は、150点満点中91.4。なお、合格点は90点、6割以上を超えることが審査選定の基準でございました。

候補者の選定に当たりまして、4番の選定委員会の附帯意見として、3点ございました。1点目は、地域住民及び寄小学校への情報提供並びに意見交換等

を実施しながら事業を展開されたい。2点目は、合併処理浄化槽の処理機能の範囲内での処理とし、排水に問題が出ないように保たれたい。3、騒音及び臭いについては、厳重な対応を行われたいといったものでした。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 田 代 産業厚生に付託したということで…。

議 長 違う違う。総務文教。

8 番 田 代 総務文教に付託ということなので、私、そこには入れませんので、冒頭質問させていただきます。一番最後の今、総務参事からお話がありました参考資料3、候補者選定依頼というのの後ろの参考資料をお願いいたします。この中の3番です。指定管理者の候補者評価点数、150点中91.4。90点が合格ですから、ぎりぎりですね。私、この業者からプレゼンのありました旧寄中学校利活用事業、これをじっくり見たんですけれども、これの表紙の裏です。会社の概要、下段です。従業員は10名という少ないんですけれども、1つは認定農業者になっております。というのがすばらしいなという感じがします。それと、養鶏場。藤沢長後農場。小田原早川テスト農場、その下に小田原荻窪農場ということで、3つの養鶏農場で実践もされてると。非常に実績があるので、なかなかの業者かなという感じしました。にもかかわらず、点数が低いんです。これについてお知らせください。

それと、あと今もお話しした養鶏農場3か所、どのような活動をされているのか。それについて詳細にお願いしたいと思います。以上です。

参事兼総務課長 今、田代議員から御説明がありました評価点が低いということでございますが、事業概要につきまして、まだ实际的に私どももこちらの説明の中で各委員さんのほうで事業内容を確認をさせていただいております。その中でですね、やはりアカデミーをやるにしても、まだ实际的に今後どのような展開をしていくかという計画の中で、事業実施の実績等について、なかなか確認がとれない。確認がとれないという言い方は…なかなか具体的にこういうふうになってきているんですが、实际的にこれだけの方か来られて、これだけの形ができるの

かというところとか、それからですね、事業の内容として全般的にこの指摘事項のところが全てでございます。それだけ多くの方が来られれば、やっぱり地元の方たちとも、地元の方たちの生活もやっぱりありますので、そういうことでこういう事業をやるよというときには地元の方に常に情報共有ができるようにということも踏まえて、一応こういう形での点数になっているという形になっております。以上です。

8 番 田 代 今、総務参事のお話で、実績がないと。提案内容が実現できるかと、そういうことで評点が、評価点が下がったということなんですけど、具体的に、評価するときに何項目かありますよね。これについてはこうだ、こうだ、こうだ。その中の今お話のあった実績がない。それが一つのマイナス点だと思うんですよ。ですから、評価するときの評価の内容、それに基づいてこういう点でこういうところが落ちたと、そういうようなことで具体的に説明をお願いいたします。

参事兼総務課長 ごめんなさい。すみません。私の説明が悪かったです。すみません。一応審査項目としまして、大きく分けて一応大きなくくりは4項目ございます。その中で、またさらに細部でいろいろ分かれておりますが、その中で一応主に評価的に低いところが、利用者の利便が図られ、利用促進の方策が有効かつ実効性のあるところというのは、少し評価が低いところと、ここはちょっと実績がないので、そういうような評価になったのかなと思われます。

あと、収支計画の内容がちょっと適切であるかというところが、ちょっと低かったところでございます。すみません、以上です。

8 番 田 代 まず初めに4項目と今お話しされたんですけど、その4項目、それをまず初めにお知らせください。

参事兼総務課長 まず、大項目として4項目ということで、まずお願いいたします。まず、利用者の平等な利用の確保、及びサービスの向上が図られるものであること。よろしいですか。それから…（「あと3点。」の声あり）2つ目が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。これが一応また細部に分かれていきます。それで3つ目が、いいですか。3つ目が、施設の適切な維持及び管理並びに管

理にかかる経費の縮減が図られるものであること。それから、施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を確保または確保が見込まれるものであること。以上でございます。

8 番 田 代 一番初めに実績がないということと、あと2つ目の質問の回答に、提案内容が実現できるかというふうなことをお話しされました。私は先ほども申し上げましたけれども、農場を3か所持っているわけですよ。それも養鶏の農場ですよ。ということは、しっかりしたものを基盤があるんじゃないかと言いたいですよ。それが実績がなくて、提案内容が実現できるか。この辺は理解できないです。

参事兼総務課長 ごめんなさい。実現できるかということじゃなくて、すみません、私の説明が申し訳なかった。収支が少し2年目から黒字に転換している企業努力をされているところがあられて、それが私たちの見方が、委員さんの見方があれだったのかもしれないんですけど、劇的にこういう形での黒字が転換できるかというところが、ちょっと理解できなかったということで、その部分がちょっと低かったと思います。

8 番 田 代 今のお話で、1年目が赤字だということで、これは千円単位ですよ。円ではないですよ。131万6,000円が赤字だと。申し訳ないですけども、商売されてる方って、1年目から黒字なんて、非常に難しいケースが多いですよ。今、参事が言われたように、そういうことで赤字だというんですけど、当然負債状況、要するにこの会社で、本業でどのくらい利益を出しているか。それに対して131万6,000円でしたら、私はそれほどの額ではないと思うんですよ。ここの企業の概要で、5,545万円の資本金があります。こういうことで赤字を出した場合、この資本金からも引っ張れるわけです。そうすると、資金面で不安というんですけど、5,500万の資本金持っている会社が131万6,000円ですよ。翌年からしっかり黒字が出てます。そういう会社に対して、この点数というのは私、納得できないです。再度回答をお願いいたします。

参事兼総務課長 まず、資産状況につきましては、先ほど申しましたように、外部の委員さんで専門職の方が入ってられますので、その方の御理解もですね、今、議員がお

っしゃられるような回答は頂いております。そこは間違いないので、そこは問題ないところでございます。

8 番 田 代 もう一度、早野参事、もう少しまい表現で回答いただいた後、委員長、いろいろフォローするあれがあると思うので、よろしくお願いします。

参事兼総務課長 こちらのほうの事業計画との収支につきまして、様々な角度から各委員の中でのそれぞれの考えの中で考えているところございまして、総体的な中で今、私が申しました評価項目をそれぞれ各委員の中でそれぞれ出しているところでございます。それに対して、各委員さんが共通した認識のもと、その意見書の回答につながっているということで、結果としては配点がそのような形になっておるんですが、皆さん、選定すべき事業者であるという形で、最終的にはそういう結果になっているような状況でございます。以上です。

副 町 長 それでは、委員長を務めさせていただきましたので、私のほうからも一言補足をさせていただきます。選定委員会、3回をやらせていただきましたが、選定委員会は本当に慎重に審議をさせていただきました。その中で、やはり先ほど課長のほうからも申しましたが、他地域ではですね、確かに養鶏の実績、また認定農業者としてですね、各ところで養鶏の実績がございます。それで、当施設を、本町の当施設を使ってですね、今度食肉加工という新たな事業がここで展開されるというところも説明がございました。そういった中でですね、やはり委員各位の当時の審議の中でですね、やはり慎重性を求めていたというところが一つございます。その食肉加工についての実績がないという中では、やはり先ほど課長が申しました実績を考えますと、慎重な判断をしたのではないかなということが1点ございます。

私たちもですね、そういった新たな地域でまたこういった事業を展開されるという中でですね、やはり地域の方々への情報提供ですとか、また意見交換ですとか、そういったところもですね、委員さんのほうからですね、意見が出てまいりましたので、そういった中で各委員さんがですね、慎重な採点をした結果がこの点数に表れたのかなというふうに考えております。私のほうからは以上です。

8 番 田 代 先日全員協議会で説明がありました資料です。それによりますと、町の歳入ということで、使用料、月額106万頂けることになっていますね。そうすると、年間1,200万ですよ。やはり財政力の低い町として、何も使っていない遊休施設をそのままにしていく、そのままの状態では、町の持ち出しがありますよね。それから考えると、それなりに頂ける。それと、今、委員長からもお話があったようにね、地域に溶け込んでやっていこうということも、すごい評価点が高いし、それと実績ですよ。資本金。そういったものでね、あまりマイナス要因ないような感じしました。ということで、取りあえず今の委員長の説明で納得というとおかしいですけどもね、理解させていただきます。ただ、やはりこの点数のつけ方、納得いくような形で、これから委員長、よろしく慎重に審査していただきたいと思いますので、これをもって私の質問に代えさせていただきます。終わります。

9 番 井 上 今、前者のほうも質問されたんですけども、これをですね、実際に評価されたということで、今、様々な点で選考委員会で審査されたということですけども、例えばですね、1点、この8ページの事業収支ですね、これを単位もなくてね、それで審査されたんですか。これ、ちょっと分からないですけどね。千円なのかね、万円なのか、円なのか、よく分かりません。

それで通常はですね、この指定管理をする施設にかかる部分の収支を挙げていただくんですけども、この売上とか経費とか、その中で、1階で何で食肉加工施設と食肉工施設が別なのか、よく分からないんですけど、そういった点もね、ちゃんと審査していれば、例えばこれに本社の売上というのが返ってくることも自体もよく分からないんですよ。本社の売上よりですね、売上の1階の食肉工施設、1年目で3,700万の多い。これ、どう見てもね、例えば先ほど前者も養鶏農場を3か所もあるということね、やっているんであって、ここは本当に加工施設だけだよというふうな話であればですね、これだって不自然じゃないですか。本社の売上が3,600万。千円単位だとすれば3,600万ですけども、その中で1階のね、食肉…これ、1階というのはあれですよ。寄の地域活性化拠点のことだと思うんですけどもね、その中で3,700万もね、本社

の売上よりも多いんですよ。その辺だけ見てもね、適正な事業収支を選考委員会で本当に審査されたのかなと思います。まずこの事業収支だけの点についてですね、選考委員会としてどういうふうな判断をされたのか、お伺いをいたします。

参事兼総務課長      まず、こちらの収支のほうの単位につきましては千円でございます。こちらは事業者さんのほうに確認して、表記が漏れていたということで、そちらのほうは確認をしております。

また、2点目の食肉加工、食品加工は、こちらそれぞれ分かれておりますのは、1階のほう、食肉加工のほうは精肉ということで、食品加工は二次産業、要はそれを使って特産品を作っていくということで、それぞれ分けているという形でございます。以上です。

議                      長      答えになってません。

参事兼総務課長      あと、収支計画につきましては、ちゃんと審査しております。こちらのほうの収支につきましても、各委員のほうで確認をして審査をさせていただいています。以上です。

9 番 井      上      あまりこの辺、突っ込んでね、聞きたくないんですけども。何でじゃあここに本社のね、本社という項目があるのかね。それは本社から収入があるということですか。寄の地域活性化拠点のほうに。これ、この株式会社ヒンジス全体のね、収支じゃないでしょう。そこを見ても、例えばそれを審査する上でね、そこは違うんだと。これを訂正して、適正な事業収支をもらってですね、それから審査が始まると思うんですよ。これ、全体はこれをこのまま株式会社ヒンジスの売上としてもですね、何か、何で1階の食肉加工施設のほうが本社の売上より多いのかという、先ほど私が質問しましたけども、それ見ても不自然だというふうには委員会としてはね、選考委員会の中では判断をすべきであり、そうであれば適正な事業収支をですね、再提出してもらってから審査を行うというのがですね、本来ではないかなというふうに思います。その辺も含めてですね、選考委員会での審査の内容を再度お願いをいたします。

参事兼総務課長      まず初めに食肉加工のほうの1年目で3,716万4,000円というのは、これは先

ほど申した精肉のほうの関係で、各連携先の業者さんのほうにそれぞれ販路を拡大していく形での計上という形になっております。

また、本社のほうの売上というのは、全体の中で回すということで、それぞれ本社のほうの売上であったり、経費を入れさせていただいているような状況でございます。以上です。

9 番 井 上      だからこの株式会社ヒンジスのね、全体の収支を求めているわけじゃないでしょう。やっぱり選考委員会としては、寄の活性化拠点施設の収支が必要なわけですね。例えば前者が言われた、例えば使用料、旧寄中学校校舎の使用料の支払いというのは、じゃあ経費に入っているのかどうかね、その辺も分かりませんし、その辺をあれすると、例えば減価償却費というのも、これもこの株式会社ヒンジスの全体の減価償却費なんですか。本社の経費が入っていて、その下に減価償却費って書いてありますけども、その辺を見るとね、全体の株式会社ヒンジス全体の減価償却なのかなというふうにも見れてしまうわけですよ。その辺も併せた中でね、本当にこれが適正な寄地域活性化拠点施設における指定管理を行う上での収支報告書なのかを再度お願いします。

参事兼総務課長      すみません。こちらの事業収支につきましては、寄地域活性化拠点を行うための収支という形で提出をいただいております。以上です。

9 番 井 上      であればですね、今、総務課長言われたんですけど、であれば本社の売上って関係ないじゃないですか。何でそこに入っていって、それがね、これが本当に旧寄中学校校舎の1階、2階、3階という表示であればですね、本社は関係ないわけでしょう。それ、入っちゃまずいじゃないですか。いかがでしょうか。

参事兼総務課長      すみません、本社が入っちゃまずいということはないと思います。本社…それは本社の中でそういうような事業、全体の事業計画でやっているので、そこは特段問題ないと思ってます。

町                      長      私は選考委員ではないので、選考の過程の中でどのようなされたかといった部分については、るるお話があったかというところで。私の立場としてはですね、これは今現在は、今借りてもらっている会社さんがどのような事業で展開していくかという、多分過去に出された数字にちょっと肉づけされているんだ

ろうなというふうなことを前提に、すみません、ちょっとお話しします。多分、恐らく本社というのはですね、この本社さんのほうで、例えばですけど、例えばというか、こんな話をされていたのをお話ししますけれども、今、外国の方々が横浜港とかにフェリーで来ます。フェリーで来た人たちが今、どこに回遊していこうかといった格好の国際会議であつたりだとか、ああいった場所だとか、誘致したりだとか、そういったことをですね、この会社さんが実はやっていますかと思えます。ですから、そこで本社が動いた分について、この施設を使つての売上であつたり経費であつたりとかという部分がここにのっかっているだけでないかなというふうに私はちょっと想像、前の話を聞いて想像しているところです。ですから、ヒンジスさんの本社の全部の事業がここにのっかっているんじゃないくて、本社の人たちが動く分の売上と内容を分けて、この施設を使つてそういった人たちを連れてきて、食事をしたりだとか、研修したりだとか、そういったところの売上をここに挙げられているんだというふうに、過去の経緯からするとそういうことなんだろうなという、私は理解しておりますので、全部本社のやつがここにどんと、単純に言うと、先ほどから言ってもらってるように、5,500万の資本金を持てるところの売上がたった4,000万とかこのくらいじゃ話にならないわけですから、多分そのように御理解いただければよろしいんじゃないかなと思います。以上です。

9 番 井 上 今、町長の説明もありましたけれども、ちょっと今の段階ではですね、例えばほかの全部指定管理は、その指定管理をする施設における収支というのが原則なわけですよ。そこに本社が入っちゃおかしいんじゃないかなというね、そういう発言は、先ほどの発言と同様にですね、ちょっと取消しをしていただきたいというふうに思います。これはですね、委員会付託ということですので、その辺もしっかりですね、委員会のほうで審議をしていただきたいというふうに思います。

あともう1点ですね、ちょっと気になったところは、6ページのところにですね、平面図の中に、礼拝室というふうにあります。ちょっとこれはですね、

どういふふうな施設なのか、ちょっと周辺の住民に対しての何か影響があるのかね。それとも、これはそこで働くインバウンドの方たちのための、そういった必要がある施設なのか。そこだけ確認をして終わりにしたいと思います。

町長 この件も、先ほどの話と一緒に、まさにおっしゃるとおり、インバウンド対策ですね。そのイスラム教の方々が来たときに、礼拝をすることもありますし、遠いか近いかは抜きにしても、ここは比較的アカデミーですので、農業アカデミーといいましょうかね、そういうことをやる方に対しては、日本人だけではなくて、そういった方々もここで学ぶというふうなこともあるので、礼拝施設をつくってるといふふうに前に伺っていますから、そのように理解していただければよろしいかと思います。以上です。

副町長 この辺はですね、今、町長の中でお話がありましたけれども、やはりアカデミーという中で、インバウンドの関係の方々もこのアカデミーの参加というところを計画しているようです。やはりその中で宗教上の関係でですね、やはりこういう場所が必要だということではですね、私のほうも選定委員会の中で話は伺ってございます。以上です。

9 番 井 上 終わります。

議 長 そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 暫時休憩いたします。休憩中に昼食をとってください。13時ちょうどから再

開いたします。 (11時34分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

日程第11「議案第12号令和6年度松田町一般会計補正予算（第8号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第12号令和6年度松田町一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度松田町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億479万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,902万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第12号令和6年度松田町一般会計補正予算（第8号）について御説明をさせていただきます。

この補正（第8号）につきましては、年度末の補正となります。歳入におきましては、交付税の増額や国・県等のですね、補助金などを活用した事業の実績による増減、新しい地域経済、生活環境創生交付金など、こちらは地域防災緊急整備型の交付金、また町債につきましては、各種事業での進捗状況を踏まえた減額によるものとなっております。歳出につきましては、各種事業等の進捗状況と実績の見込みなどによる増減や、新松田駅周辺整備基金の積立て、寄小学校大規模改修工事、松田小学校屋内運動場空調設備工事、松田中学校屋外運動場整備工事、そして障害者福祉サービス給付費の増額などによる補正となります。

それでは、初めに4ページをお開きください。第2表の繰越明許費の追加の補正でございます。件数は11件でございます。主なものについて説明をさせていただきます。地方創生拠点整備事業の旧寄中学校校舎改修事業につきましては、施工内容等の調整にですね、時間を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度に7,812万6,000円を繰り越すものでございます。

続きまして、地域防災緊急整備事業につきましては、国の補正予算における繰越明許費により、令和6年度の町補正予算に計上し、令和7年度へ繰り越すための繰越明許費となるものでございます。

次に、項の道路橋梁費でございます。こちらにつきましては、地権者等のですね、交渉が難航していることからですね、ここで392万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、項、小学校費及び中学校費でございます。こちらですね、国の補助金に伴う前倒し事業としてですね、ここで補正予算として計上し、翌年度に繰り越すものとなります。

5ページ目のですね、第3表、地方債の補正の変更になります。初めに、観光施設等整備事業につきましては、シャワートレーラーの購入事業に伴う補正となります。補正後の限度額は、購入費550万円を増額するため、総額7,240万円とするものでございます。

次に、教育施設等整備事業でございます。寄小学校大規模改修工事、松田小学校屋内運動場空調設備工事、松田中学校屋外運動場整備工事に係る起債額1億8,750万円を増額し、補正後の限度額を2億2,350万円にするものでございます。

続きまして、地方債の廃止でございます。1つ目の交通安全施設等整備事業につきましては、限度額1億1,880万円で、こちらは新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況に伴い、起債を今年度廃止にするものでございます。

2つ目の防災施設等整備事業でございます。こちらは小田原市消防松田分署土地購入事業の進捗状況に伴い、当初予定よりですね、時間を要し、年度内の執行ができないため、ここで地方債3,000万円を本年度廃止にするものでござ

います。

それでは、12、13ページ、事項別明細書の2、歳入より説明をさせていただきます。初めに、款、項、目、地方交付税の説明欄、普通交付税でございます。原資となる国税分の増額等に伴い、交付額が再算定され、令和6年12月付で普通交付税の額の変更決定がございました。その普通交付税の変更決定額13億8,030万7,000円となりますので、ここで増額分の9,099万7,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、分担金及び負担金、目、民生費負担金、説明欄、保育所運営費負担金現年度分につきましては、378万2,000円でございます。小規模保育施設や民間保育所等の利用実績に伴い、ここで増額補正をするものでございます。

続きまして、目、土木費負担金、節、道路橋梁費負担金、説明欄、十文字橋橋梁定期点検業務負担金でございます。こちらは業務確定に伴い、ここで110万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金、説明欄、障害者自立支援給付費等負担金につきましては、給付の実績見込みにより915万8,000円をここで増額補正するものでございます。

また、説明欄、障害者自立支援医療費負担金、こちらにつきましては更生医療費分の実績見込みにより65万1,000円の増額補正、また、障害児施設給付費等負担金については347万1,000円を増額補正するものでございます。2分の1の補助事業となっております。

次に、節、児童福祉費国庫負担金、説明欄、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、こちらも実績の見込みにより356万8,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金でございます。説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、1,423万8,000円を福祉事業や商工振興助成事業、教育関係事業等に係るここで財源補正をする歳入でございます。

続きまして、説明欄、新しい地方経済・生活環境創生交付金でございます。  
地域防災緊急整備型交付金でございます。こちらの目的は、避難所の生活環境  
を抜本的に改善するために、地方公共団体の先進的な防災の取組に対し支援さ  
れるものでございます。詳細につきましては歳出で御説明をさせていただきます  
す。なお、こちらのほうは交付上限額につきましては2分の1なので、今回は  
3,998万円を補正額として計上させていただいているものでございます。

続きまして、目、総務費国庫補助金、節、住民基本台帳国庫補助金、説明欄、  
戸籍電算システム改修業務補助金につきましては、当初ですね、予定されてい  
た戸籍電算システムの改修のうち、戸籍付票への旧氏等記載の法改正施行日が  
令和9年度に変更になったことにより、システム改修を次年度以降先送りする  
ことになったことから、161万7,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、節、土木費国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金の道  
路橋梁関連につきましては、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線の進  
捗状況に伴い、ここで2,310万円を減額補正するものでございます。

次に、説明欄の道路局所管補助金でございます。こちらにつきましては、橋  
梁定期点検事業の確定に伴い、11万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、目、教育費国庫補助金、節、小学校費国庫補助金でございます。  
説明欄、学校施設環境改善交付金5,765万9,000円につきましては、寄小学校大  
規模改修工事に係るものでございます。また、説明欄、空調設備整備臨時特例  
交付金、こちらは1,763万1,000円を増額補正となります。松田小学校屋内運動  
場空調設備整備工事によるものでございます。

続きまして、節、中学校費国庫補助金でございます。説明欄、学校施設環境  
改善交付金、1,800万円。こちらは松田中学校屋外運動場整備工事によるもの  
でございます。

続いて14、15ページでございます。こちらの県支出金、県負担金の民生費負  
担金でございます。説明欄、障害者自立支援給付費等負担金につきましては、  
国庫と同様に給付実績見込みにより459万7,000円を増額補正するものでござい  
ます。また、障害者自立支援医療費負担金につきましては、実績見込みにより

32万5,000円の増額、障害児施設給付費等負担金につきましては173万5,000円の増額補正となります。

次に、節、児童福祉費負担金、説明欄、子どものための教育・保育給付金につきましてもですね、保育給付費の実績により28万6,000円を減額補正するものでございます。6分の1の補助事業でございます。

続きまして、節、保険基盤安定負担金、説明欄、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、実績に伴い、125万3,000円をここで減額補正するものでございます。4分の3の補助事業となっております。

続きまして、県支出金の県補助金、民生費補助金、節、障害者福祉費補助金、説明欄では重度障害者医療費補助金につきましては、給付実績見込みにより103万3,000円の増額補正を見込んでございます。また、重度訪問介護等利用促進に係る市町村支援事業費補助金577万2,000円の補正となります。今回から訪問介護費の限度額を越えた経費について、県が4分の3補助する制度により補正をさせていただくものでございます。

次に、節、土木費補助金、説明欄、地籍調査費補助金でございます。こちらは312万2,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、繰入金の基金繰入金でございます。目、財政調整基金の繰入金、説明欄、小田原市消防松田分署土地購入事業費につきましては、進捗状況に伴い、ここで5,000万円の減額補正をするものでございます。

目、教育施設整備基金繰入金につきましては、寄小学校大規模改修工事に伴いまして2,424万1,000円、松田小学校の屋内運動場空調設備につきましては2,686万9,000円、そして松田中学校屋外運動場整備工事につきましては1,700万円、総額6,811万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、款、諸収入でございます。雑入の説明欄、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成につきましては、こちらも実績により830万円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、町道寄4号線災害復旧工事負担金215万6,000円の補正となります。こちらは災害復旧といたしまして、太平洋クラブ様からの負担金

によるものでございます。

続いて説明欄、経営安定緊急融資中小企業信用保証料補助金の返還金、こちらにつきましては17万8,000円の補正をするものでございます。

続きまして、ページ16、17ページになります。款、項、町債でございます。目、商工債、節、観光施設等整備事業債につきましては、説明欄、シャワートレーラー購入に伴う起債でございます。充当額は100%によるもので、交付税算入は50%と。購入費につきましては550万円を補正するものでございます。

続きまして、土木債でございます。節、交通安全施設等整備事業債につきましては、説明欄、新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況により、ここで1億1,880万円を減額補正するものでございます。

次に目、消防債でございます。こちらは説明欄、小田原市消防の松田分署土地購入に伴う進捗状況等に伴いですね、ここで3,000万円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、教育債でございます。こちらにつきましてもですね、説明欄、寄小学校整備事業債につきましては1,280万円、また松田小学校整備事業につきましては1,950万円、松田中学校整備事業につきましては4,000万円をここで補正するものでございます。

それでは、18、19ページになります。事項別明細書の3、歳入について御説明をさせていただきます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理経費、説明欄は職員給与費につきましては、県市町村職員退職手当組合への負担金として993万5,000円を補正するものでございます。

次に、説明欄でございますが、委託料の警備委託料につきましては、落札差金によりここで150万円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、財政管理費の説明欄、減債基金積立金でございます。こちらは令和6年度の普通交付税の追加交付に伴い、再算定での適用項目に臨財債の償還金として追加分、2,284万3,000円が交付されておりますので、令和7年度以降のですね、償還に向けて減債基金に同額の2,284万3,000円を積み立てるための補正となります。

次に、目、会計管理費、説明欄、一般事務費につきましては、児童手当等のですね、支給回数の変更等に伴い、金融機関への振込件数が増加したため、振込手数料をここで10万円増額補正するものでございます。

続きまして、目、財産管理費、説明欄、光熱水費でございます。庁舎の電気料ほか実績の見込みに伴い、ここで330万円を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、財産管理でございます。説明欄、備品購入費でございます。こちらは庁用車購入費といたしまして、1,450万円でございます。こちらは地域防災緊急整備型の補助金を活用し、避難所の環境整備としてプラグインハイブリッド車両及びEV車両をそれぞれ1台、計2台を購入するための増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、目、企画費、説明欄、人口ビジョン総合戦略策定支援業務委託料でございます。こちらは落札差金により307万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、寄地区定住促進事業につきましてもですね、利用の見込み件数等を踏まえて、ここです、1,100万円を減額補正させていただくものでございます。寄移住・定住に向けたですね、住宅奨励金等と併せた転入等も併せた事業展開を6年度から始めているものでございます。

次に、説明欄、企業版ふるさと納税推進委託料につきましては、ふるさと納税制度を利用する寄附希望企業者等への拡大及び寄附金の増を図る事業でございます。委託事業者が運営するウェブサイト、または委託事業者の提供先が運営するポイントサイト等のウェブサイトから、これらのサイトを閲覧した企業者に対して、ふるさと納税を宣伝、勧誘し、寄附者を自治体のホームページへ誘導するというような事業でございます。こちらにつきましては、寄附を頂くためのいわゆる成果報酬型の委託料でございます。今回です、企業版ふるさと納税で車両購入等の、車両の寄附がございましたので、ここです、それらを含めた委託料の額257万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、電算管理費でございます。説明欄、事務用備品、こちらは職員

用のパソコンですね、25台分に係る落札差金でございます。200万円を減額補正するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページ、目、交通防災安全対策費でございます。こちらは説明欄、防犯活動事業における光熱水費のですね、防犯灯電気料の実績見込みにより25万円を増額補正するものでございます。

次に、目、地域交通対策費の説明欄、乗合バス運行事業の補助金でございます。こちらは補助対象路線がですね、令和6年4月から減便されたこと、また、単価の一部減額の見直しがありましたので、ここで149万7,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、項、戸籍住民基本台帳費でございます。こちらは説明欄、戸籍電算システム管理経費のシステム改修でございます。先ほど歳入でも御説明したとおり、戸籍付票への旧氏等記載のですね、法改正施行日が令和9年度以降になったことからですね、このシステム改修を次年度以降に送るというために、歳入同額の161万7,000円を減額補正するものでございます。

次に民生費でございます。民生費、説明欄、介護保険事業特別会計繰出金575万円の増額補正で、こちらは施設給付費の増加等に伴い、ここで増額するものでございます。

続きまして、目、老人福祉総務費でございます。説明欄、物価高騰対応重点支援給付事業の調整給付分でございます。事業費及び給付金につきましては、実績見込みにより、ここで総額の692万7,000円を減額補正するものでございます。また、説明欄の新たに住民税非課税等となる世帯分についてもですね、実績見込みに伴い、220万円を減額補正するものでございます。

目、老人福祉総務費、説明欄、後期高齢者医療運営事業の繰出金でございます。こちらにつきましても、実績の見込みに伴い160万7,000円を減額補正するものでございます。

目、障害者福祉費の説明欄、重度障害者医療費でございます。こちらにも利用者の増加に伴いですね、206万5,000円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、22、23ページにわたりますが、障害者福祉費の障害福祉サービ

ス等給付事業の扶助費につきましては、給付実績の見込みによりですね、ここで2,602万5,000円の増額補正を行うものでございます。

項、児童福祉費の目、児童福祉措置費、説明欄、保育所運営事業の扶助費につきましては、利用実績に伴い、保育所等の運営給付費分を907万6,000円増額補正するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費でございます。説明欄の母子保健事業の妊産婦健康診査委託料につきましても、実績見込みによりここで102万3,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、款、衛生費でございます。目、予防費、説明欄、感染症予防事業、新型コロナワクチン予防接種では、実績見込みに伴い1,481万7,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款・項、商工費、目、商工振興費、説明欄、勤労者福祉事業の勤労者住宅資金利子補助金でございます。利用実績の見込みに伴い、ここでですね、126万円を増額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、地域防災緊急整備事業でございます。こちらですね、先ほど歳入で説明させていただきましたが、避難所運営に関し、発災時に避難者の方の食生活を確保するため、移動販売車で食事を搬送し、避難生活を改善するための車両購入費480万円の補正となります。平時は移動販売車両として活用するという形で内示をもらっております。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄、こちらも地域防災緊急整備事業でございます。こちらにつきましても、発災時ですね、避難所の運営に関し発災時に避難者の衛生管理を確保するため、災害時シャワー用のシャワートレーラー一式、1,100万円とですね、簡易トイレ4台分、800万円の増額補正をするものでございます。平時は寄テニスコート等にて活用する予定でございます。

続きまして、24、25ページでございます。土木費、土木管理費の土木総務費、説明欄、地籍調査事業でございます。谷戸・谷津地区のですね、測量及び中央地区の閲覧等に伴い、ここで300万円を増額補正するものでございます。

続きまして、目、橋梁維持費、説明欄は橋梁点検、定期点検委託料でございます。事業の確定に伴い、ここで209万1,000円を減額補正するものでございます。

続いて、説明欄、新松田駅周辺整備基金積立金でございます。こちらは7,000万円の補正で、今後見込まれる財政需要を見据えて、目標額の10億円に向けてですね、積み立てていく、積み立てる補正となります。

続きまして、項、都市計画費、目、都市整備事業費、説明欄、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線でございます。こちらの委託料につきましては、新松田南口建物、工作物調査委託料。公有財産購入費の用地買収費につきましては6,600万円、補償補填及び賠償金の物件損失補償費につきましては8,300万円を、事業の進捗に伴い、ここで減額補正をするものでございます。

またですね、款・項、消防費、目、常備消防費でございます。こちらにつきましては、消防広域化によるですね、小田原市消防松田分署の土地の購入の調整に時間を要し、年度内の執行ができないことからですね、令和6年度に計上した経費8,000万円をここで減額補正するものでございます。

続きまして、26、27ページでございます。目、災害対策費でございます。説明欄、地域防災緊急整備事業でございます。こちらは庁用車としてですね、多目的トイレカーとして購入するために1,200万円、施設用備品につきましては、大容量のポータブル電源2台分200万円、そしてバルーンライト12台分、こちら330万円、計530万円をここで補正するものでございます。こちらも目的としては、避難所等の環境整備の強化といたしまして、発災時の避難生活の改善を図るために購入するものでございます。平時は庁用車として進めるような形で今は考えてございます。

続きまして教育費、教育総務費の事務局費でございます。説明欄、地域防災緊急整備型事業でございます。こちらですね、避難所の環境整備の強化といたしまして、食事をですね、災害時に配布するための避難所まで持って行くための庁用車両の給食運搬車として1,200万円、そして事業用の備品につきましては、災害時の空調環境整備の強化にスポットクーラー15台、除湿機2台、灯

油ヒーター15台、ターフテント8張、合計611万円、施設用備品につきましては太陽光パネルを活用して温かい食事の提供に向けて炊飯設備2台、洗米機1台、冷凍庫1台、計625万円を補正するものでございます。

続きまして、項、小学校費でございます。目、寄小学校費、説明欄は施設整備事業の寄小学校大規模改修工事に伴う工事監理委託料及び校舎大規模改修工事費につきましては、2億990万円の増額補正をするものでございます。

また、目、小学校費の松田小学校費でございます。説明欄では施設整備事業の屋内運動場空調設備の工事でございます。こちらは6,400万円の増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、目の松田中学校費でございます。松田中学校整備事業については、屋外運動場整備事業の工事に伴い、7,500万円の増額補正をするものでございます。

公債費でございます。公債費の利子につきましては、716万5,000円の減額補正をさせていただいております。毎年年度末につきましては、町債の利子の償還に関する経費で、当初予定していた新たな起債する事業などを予定どおり全て借り入れた場合で試算をしておりますが、また利率についてもですね、2%程度の試算として予算を計上しております。ここです、各種事業の利率や臨財債の利率の変更など、低い利率で借り入れることができたことを見込んでですね、推計的にここで716万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、28、29ページ、予備費でございます。1,832万1,000円を増額し、補正後の合計は8,989万9,000円となります。

続きまして、30ページについては地方債の調書を添付させていただいております。また、31ページから34ページまでにつきましては、補正に伴う工事内容説明資料となります。

以上、一般会計補正予算（第8号）について、御審議のほどよろしく願いをいたします。

|         |   |                                     |
|---------|---|-------------------------------------|
| 議       | 長 | 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。       |
| 9 番 井 上 |   | 何点かありますので、ページを順にですね、追って質問をしたいと思います。 |

ページ15ページの歳入、一番下のほうのですね、町道寄4号線の災害復旧工事、これは太平洋クラブからの工事負担金ということで。これはですね、金額的に災害復旧における太平洋クラブの負担割合というのは、どのくらいのものなのか。あの陥没した部分の復旧工事にかかる経費全額なのかね、どのくらいにわたるのかということをお伺いをいたします。

あとですね、ページ19ページの備品購入で、庁用車事業、PHVとEV車両を2台購入するということで、という説明があったように思います。1,450万円ということです。かなり高額な車なのかなというふうに思うんですけども、台数は2台でよろしいのか。庁用車の用途としてはですね、職員用で…の庁用車ということでよろしいかどうかということです。

あとですね、ページ23ページの下の方に、同じく地方創生推進のですね、移動販売車の購入というのがあります。これは480万円ということで、台数は何台なのか。今の移動販売車の代替なのをお伺いをしたいと思います。

それからですね、ページ25ページの常備消防費、公有財産購入。これはですね、執行ができないための減ということですけども、対象用地というのがどこかというのが、それは変わっていないのか。それとも、ある程度ですね、候補地が様々な用地交渉をした結果ですね、最初のところが…最初だか2番目だか3番目だか分かりませんが、そういった用地の対象地としては固定されているのか、それとも順次用地交渉に何か所か当たられた結果として、うまく用地交渉が成立しなかったため、ここで減額となったのかについてです。

ページ27ページですね、の上段のほうのですね、備品購入、トイレカーの購入で、先ほど説明は何か庁用車として使うという説明だったように聞こえたんですけども、どういうふうな形のですね、ものなのをお伺いをしたいと思います。

あとですね、その下の事務局費の給食運搬車の購入費ですね。これ、災害対応ということで購入されるということですけども、これも大分高額なね、金額の1,200万ですよ。ということで、台数とか、今、幼稚園の給食等で使っているものの代替になるのか。以上、ちょっと何点かありましたけれども、よ

ろしくお願いをしたいと思います。

まちづくり課長 1点目、御質問いただきました15ページ、町道寄4号線の負担金の件、工事の負担金に関してでございます。議員がおっしゃっていただきましたけれども、昨年の8月の終わりですね、台風10号の影響による大雨によって町道寄4号線が大きく陥没した事件がございました。町のほうで災害復旧工事として至急の対応をさせていただきましたけれども、そのときにかかった費用が最終的に308万円でございます。これに対してその後、原因究明等々も含めて、太平洋クラブさんのほうといろいろ協議を進めてまいった結果として、7割の御負担をいただくということでございます。以上です。

参事兼総務課長 井上議員の質問の19ページの庁用車購入費の1,450万でございますが、こちら一応2台で、一応職員用でございます。以上です。

観光経済課長 23ページの移動販売車購入費でございますが、1台でございます。今の移動販売車の代替でございます。

参事兼総務課長 今、消防用地の関係でございます。交渉は多岐にわたっているのか、それとも1か所でやっているのかということで、今現在は1つのところに絞ってやっている最中でございます。（私語あり）当初から変わってないです。

安全防災担当室長 27ページのトイレカーのところですが、このトイレカーは多目的車両になりまして、そのトイレの部分を取り外せます。そして、そこが小会議室になったり、あるいは強いエアコンを持ってクーリングシェルターのようになり、あるいはベッドを入れられたり、普通のように席を入れたりできる車です。したがって、通常のところでは今申したとおり会議用車両として、車として使用しようとしているところでございます。以上です。

教 育 課 長 27ページの教育費、給食運搬車購入費1,200万円でございます。こちらも台数は1台でございます。およそ1.5トン車を予定しておりまして、こちらのほうは現在幼稚園のほうは軽トラックで運んでおります。その代替ではございませんで、一応緊急時にということで、準備しようということでございます。以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。その中でちょっと不明点がありますので。ペ

ージ27ページですね、やはりトイレカーは多目的車ということですが、これもやはりじゃあ大型車両で、大きい車両で、トラック、大型トラックをベースにしたような車両だというふうなイメージを持ちましたが、そのトイレカーをですね、運転できるやはり免許等は、やっぱり大型免許等が必要な車両なのかどうかという確認です。

あと2点目はですね、同じくその下の事務局費の1.5トン車の給食運搬車の購入ということで、車両ですとね、これは災害時、1.5トン車でということですが、本当に災害時しか、じゃあ稼働がないのか。それとも何かほかのですね、関係でイベント等の中で動かすような機会ができる車両なのか。車ってなかなか動かさないとですね、どうしてもメンテナンスというのが大変になるかなというふうに思いますので、その点を再度ですね、再質問させていただきます。お願いします。

安全防災担当室長 トイレカーのほうは、キャラバンのような、普通免許で運転できる車両です。その中にコンパクトにトイレが収納できるようになっております。以上です。

教 育 課 長 給食運搬車については、通常日常の中では使っていないんですけれども、将来的に利用の、ちょっとこちらまだ決定ではないので、ここでは申し上げられませんけども、将来的に有効活用していこうというふうに考えておりますので、そちらのほうで使う予定でおります。以上でございます。

9 番 井 上 分かりました。ありがとうございます。また、じゃあその辺のですね、有効活用のめど、何かほかのものにも使えるといったものがあればですね、お知らせをいただきたいと思います。

あと、先ほどトイレカーは普通免許で、じゃあキャラバンクラスということですので、普通免許で運転ができるということで、乗車人員も、じゃあ10名以内ということで理解しました。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

3 番 吉 田 27ページ、松田中学校の屋外運動場の設置工事についてちょっとお伺いいたします。ここにスプリンクラーの設置ということも伺ってはいるんですけれども、これはどのようなタイプとなるのか。私はやはり、かなりそういうのを利

用してきたタイプなんですけれども、埋め込み式のものというのは結構故障も多く、またつまずいたりしてのけがとかも多いので、これもどのようなタイプと分かっているなら教えていただきたいと。

教 育 課 長      こちらのにつきましては、現在スプリンクラーについては埋め込み式を予定しております。学校のほうと協議をした中で、埋め込み式がいいという話もございまして、そういう方向性で今いこうということで考えております。以上です。

議 長              3番、よろしいですか。（「ありがとうございます。」の声あり）ほかには。

4 番 中 津 川      2点ほど。先ほど井上議員さんのほうからお話があった町道4号線の災害復旧について…。

議 長              ページ数をお願いします。

4 番 中 津 川      15ページです。災害復旧の負担割合が7割だということで、原因者負担とすればですね、妥当なところかなと。私もちょっと質問を予定していたんですけれども、感じました。

それからですね、今なお応急復旧の状況にあると思います。町道、その被災箇所ですね、本復旧についての今後の見通しをお願いしたいと思います。

それから、ページはちょっと戻るんですけども、4ページのですね、明許繰越の補正分ですけども、一番上のところにあるですね、旧寄中学校の校舎の改修工事、たしか去年の9月補正か何かで8,430万円ほど補正して、幾つか工種があったんですけども、繰越額が7,800万円ということで、600万円ほどはですね、今年度執行しているんですが、どの部分を、どの工種を実施して繰り越す工種が何なのか。それで、9月に補正してからですね、随分たっているんですが、まだ執行されてないということで、その執行が遅れた理由。それと、繰り越す工種のですね、7年度の完成予定ですね。先ほどの午前中の指定管理者の関係もございまして、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

まちづくり課長      それではお答えをさせていただきます。15ページ、寄4号線の復旧に係るお話でございます。議員おっしゃっていただいたように、現在は応急の復旧の状

況でございます。この本復旧に当たってという協議もですね、太平洋クラブさんのほうとお話をさせていただいております。協議のすごい細かいところまではいかないんですけれども、ちょっと大まかにお話をさせていただきますと、まずあの事案が起きた原因、これというのをお互いに調査をした中で整理をしております。そういった中で、最終的に水が排水的にどういうふうに入っていたか、またその水のゴルフ場からの部分というところの話も含めて、最終的に7理の御負担をいただくということで至っております。

考え方いたしますと、御案内だとは思いますが、道路管理者としてはですね、地下に埋設されているいわゆる占用の物件になる排水管でございます。これを町のほうで応急復旧はしたんですが、本来的にはこれを管理すべきは、その原因者である方になります。そうしますと、この本復旧というものを今、太平洋クラブさんのほうでしていただくと。今はまだ仮なので、その方法も今、協議をしております。太平洋クラブさんのほうで来年度ですね、ちょっと雨期等も勘案しながら、時期もまたいろいろ調整をさせていただきますけれども、本復旧を太平洋クラブさんのほうでしていただくよう、今、調整をしているところでございます。

参事兼総務課長 4ページの繰越明許のお話でございます。遅れた内容につきましてはですね、先ほども御説明させて、基本的には施工内容の調整に時間を要しているという形の中で、その中で8,400万の中で執行している部分は何かというお話なんです。執行している部分につきましては設計ですね、設計額、設計委託の部分をさせていただいています。残りの部分、こちらのほうに上げさせていただいているものにつきましては、工事費相当、工事費部分でございます。以上でございます。

議 長 予定は。完成予定。

参事兼総務課長 完成予定につきましてはですね、7年度の早い月を目指しておりますが、基本的に6月末ぐらいをめどに頑張って、鋭意進めさせていただきたいと思っています。

4 番 中 津 川 町道4号線の関係、分かりましたけども。そうすると、本復旧はまだかなり

先だということですね。現地見たときに、太平洋クラブさんの排水溝に、排水路については、ある程度もう本復旧的に、かなりがっちりしたもので造られている。あとは道路の下をいかにつなげているか、あそこが一番ネックだと思うんですけれども、その辺はこれからちょっと町のほうと太平洋さんとでね、調整が必要だと思うんですけれども、あそこはちょっと急に狭くなっているところなので、なるべく早くですね、本復旧ができるように、よろしくお願いしますと思います。

それから、いろいろと何か調整に時間がかかったということですが、残っているところって、外装の塗装、あとプレハブ、あとフェンス、全て工事は残っているということですかね。先ほどなるべく早い時期の6月というところなんですけれども、中のプレハブも含めてそんなに短期でできるとはちょっと思えないんですけれども。その辺はもう少し精査していただいて、指定管理のね、もう4月からスタートするんだけど、予定している業務ができない。工事が進まないから。ということであれば、早めにですね、まだ発注はしてないんですよ。繰り越しているから発注もしてない。工事の発注もしてない。ですよ。その辺をちょっと確認させてください。

参事兼総務課長 外壁のほうにつきましては、もう既に発注はさせていただいております。あと内装のほうはまだできてないような状況でございます。以上です。

4 番 中 津 川 なるべく早くプレハブのほうですかね、発注していただいて、指定管理にですね、スムーズに移行するように、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 そのほか質疑ございますか。

10 番 南 雲 25ページなんですけど、障害福祉ですね。これ、かなり補正額が大きいんですけれども、2,602万5,000円。25ページの上のほうですね。あ、ごめんなさい、23ページでした、ごめんなさい。失礼しました。上のところの2,602万5,000円なんですけど、これ、障害福祉費ということで、高齢者がね、やはり団塊の世代の方が増えたということも要因もあるんでしょうけれども、コロナで令和2年から令和5年の間、かなり介護認定を受けなかった方がいらしたということで…（私語あり）障害なんですけど…じゃあ、ちょっとこの障害福祉の、福祉

費の大きな原因というのは、増えた原因というのをちょっと教えていただけますか。

福祉課長      こちらのですね、障害福祉サービス等の給付費が増えた主な原因なんですけれども、こちらについては重度障害者、1日介助がないと生活できないような方、こちらの方が今まで1名だったんですが、改めて1名増えております。また、併せてですね、就労継続支援B型、こちらのほうを利用される方がですね、増えておりまして、こちらの方もですね、今回の予算の増額した原因であるということで、予算を計上してあります。

10番南雲      そうしますと、こちらは高齢者の重度障害になった方は、あまり関係なかったという、要因には。という解釈でよろしいのでしょうか。

福祉課長      今回の先ほどお話ししました重度障害者…重度の訪問介護の増えた1人については、高齢者なんですけれども、ただ起因がですね、病気…過労とかそういうのではなくて、病気による障害ということになりますので、この分が影響しているということで、それ以外の方は一般的な64歳以下の、高齢者というわけではなくて、ということで対応になっております。

10番南雲      承知いたしました。ちょっと勘違いいたしておりました。以上です。

議                      長      ほかには。

8番田代      4点ほどあります。まず1点目が、4ページをお願いいたします。先ほど中津川議員が質問された寄中学校の校舎改修事業です。これで外壁塗装は終わっているんだけど、内装、プレハブ、これができてない。これが4月以降と。一方で、先ほど追加議案として出されました指定管理者の関係です。これについては2月の下旬に選考委員会の結果が出て、それでそれをもとに今回定例会で出されています。応募されたヒンジスさん、この会社は6月末までもうかかってしまうと。工事が遅れていると。4月から入れないわけですね。そういう中で採算計画、これが3か月分を除いたものかどうかはお伺いしませんが、こちらの業者はこのことについて承知をされて、こういった形で応募されたのか。それが1点目です。

次が、19ページ、18ページ、19ページをお願いします。企画費です。負担金

補助及び交付金、12の委託料、企業版ふるさと納税推進委託料257万4,000円。  
これについては先ほどの説明で、ふるさと納税を増額するために誘導策だと。  
それで成果報酬だというふうな説明がなされました。このふるさと納税、委託料が257万4,000円増えているんですけども、一方で入ってくるふるさと納税の額、当初予定されていたのから今回これだけ増額になったと。そういうことからすると、ふるさと納税の増税額は幾らぐらい増えるのかと。それが2点目です。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。土木総務費です。地籍調査事業、委託料300万。これが増えています。これ、面積が増になったかどうか、この地籍の調査の面積が少し広がって増になったかどうかだと思うんですけども。説明ですと、谷戸と谷津中央、これについて調査されたと。私の地籍調査に関する認識は、これ多分30年以上前からずっとやって、地味に少しずつやって、実際に公図面積、登記面積と実測の面積、その違い、また境界等を確定するというふうな事業だと認識しています。当時よく話題になったのが、地籍調査をすれば、縄伸び分は税金に反映されるというふうなことで、今回結構金額も増額しているんでね、今回の場合に登記面積に対して地籍をやってどのくらいの額になったのか。私が聞きたいのは、それによって税金がある程度上がってくるのかなと。これはちょっと詳細質問かもしれないけれど、分かりましたらお願いします。分からなかったら、また予算特別委員会で結構です。

最後が…すみません、ちょっと待って。今、私、3つと言ったよね。あ、そうそう飛ばしてしまいました。22ページ、23ページをお願いいたします。商工振興費です。ここで、勤労者福祉事業。町勤労者住宅資金利子補給金額126万、かなり増額になってます。これについてはある程度大規模なリフォームも含まれているのかなって感じがするんですけど、ここでお伺いしたいのは、新築戸数です。新築戸数がどのくらい増えたかと。これは人口増につながる関係で、非常に頼もしい増額なのかなというふうに感じてます。当初予定していた新築戸数に対して、この補正で増額になって、何軒ぐらいの家が新築がされるのかと。以上4点、よろしくお願いいたします。

参事兼総務課長 田代議員の御質問に、1点目お答えします。まさに外壁塗装工事なんですけど、まだやっている最中で、まだ完成はまだしておりません。内装工事がちょっと遅れているのは、今回の指定管理者さん、候補者さんは知っております。以上です。

参事兼政策推進課長 ページ19ページ、企業版ふるさと納税推進委託料257万4,000円でございます。こちらは先ほども成果報酬というところで、全体のこの事業についての総額につきましては、1,370万円でございますが、ほとんどが物品納品、物品寄附というところが1,350万円となりますので、おおむね20万円が現金、残りの部分が物品という形の全体の額でございます。以上です。

まちづくり課長 私のほうは、24ページ、25ページ、地籍調査の関係でございます。先ほどもちょっとおっしゃっていただいたんですけども、最終的に縄延び、成果としての縄延び、さらにこれが税金にどのようなにはね返ってくるかという、ちょっと詳細なケースを今日はお持ちしておりませんので、そちらについては委員会のほうで御説明をさせていただきます。

ただ、前段ですすね、この300万円の補正が何なのかということでございます。こちらにつきましては、これ、やり方として昨年からやらさせていただいている部分なんですけれども、地籍調査は非常に補助率の高い事業であると。これは御案内かと思います。4分の3が国・県からの補助です。そのような中で、ただ内示率、最終的に補助実施の率というのが、最近下がる傾向がありましたので、それを踏まえてですすね、毎年度ここで300万円を本年度予算に足させていただいて、それを4ページにありました繰り越しをさせていただくと。そうしますと、補助率の実施率が非常に高くなります。じゃあ今年はどうしているのかという、昨年度からそのやり方をしているから、今年度行っている地籍調査の分、これは昨年同様に繰り越しをさせていただいた分。このように御理解をいただければ分かりやすいのかなと思います。

大きくあと申し上げますと、市街化区域が198ヘクタールありますけれども、このうちの実施率、これは今、6割を超えてきているところです。ちょっとほかの詳細はまた説明、委員会のほうでお願いします。

参事兼政策推進課長 すみません、先ほど住宅ということがあったので、ちょっと私のほうから。情報です。令和5年度ですね、うちがやった住宅取得奨励金、新築建てたら幾らというのがございます。5年度がですね、28軒の軒数だったんですけど、令和6年度の実績はもう45軒ということに膨れ上がっていますので、そういうような住宅新築が建っているということを理解をしております。以上です。

観光経済課長 23ページの町勤労者住宅資金でございますが、当初予算では54件を見ていたのが、20件増で約74件ということで、この補助要綱がですね、新築購入です。で、新築購入、増改築でございますので、リストを見ますとほとんど新築で、購入がばらばらという感じでございました。最長5年ですので…（「新築が多いんでしょう。」の声あり）はい。新築が多いです。（「それでいいですよ。それを聞きたかった。」の声あり）

8 番 田 代 では、分からないところをもう一度お伺いします。先ほどの指定管理者、3か月遅れてしまうわけですよ、順調に行って。この指定管理者が議会で議決した場合には、もう4月1日からゴーという感じで業者やれますよね。3か月遅れた場合の採算性、業者は遅れることは認識してるというふうなことなんですけれども、3か月遅れることに対する業者からのクレームとか、そういったものはあるかどうか。もう3か月遅れても構わないという考えなのかね、その辺についてお知らせください。

参事兼総務課長 遅れ等につきましたのクレームにつきましたはですね、事業者さんのほうからは何もございません。

8 番 田 代 次に2点目の質問に入ります。先ほどの企業版ふるさと納税推進委託料、1,370万が今回の寄附額だというふうに私は今、理解しました。それで、物品がほとんどで、20万が現金だということなんですけど、当初予定していたのに対して、ここで委託料が増額しましたよね。ですから、当初予定していた額に対して、物品・現金含めた額に対して、この委託料の増額でどれだけ逆に納税額が増えたのか。そういう質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

参事兼政策推進課長 当初企業版ふるさと納税という予算を持っておりまして。その中で、今回の

全体額としては、現金としてこの10万円に対しての寄附なので、20万円のみということが増額になっているということで理解しております。以上です。

8 番 田 代 ちよっと私、理解できないのが、今回257万4,000円多くなったわけですよ。そうしたら、それに見合う税額が多くなったのが幾らですか。そこなんですよ、ポイントは。費用対効果です。257万4,000円、それだけ委託料かけたんだから、当初よりも税額が多くなっているでしょうと。その額が当初に対してこれだけ多くなって、今はこのくらいの見込みだよと。そういう回答でお願いいたします。

参事兼政策推進課長 そうですね、物品ということがありますので、その部分を含めて1,370万円から先ほどの200万円を引いた額という形で、相当額ですね、現金ではないので。物品の相当額が1,350万円ございますので、その部分に対しての20%、10%の委託料が出てきますので、相当額というところです。金額に直せば1,300…。

8 番 田 代 では、質問を変えます。補正額が今、257万4,000円ですよ。ちよっと当初予算持ってないんですけれども、当初予算に257万4,000円を加えたものが委託料の経費なわけですよ。それに対して上がった額が1,370万だと思うんですけれども、その件についていかがかと。要するに委託料全部の額に対して1,370万という理解でよろしいかと。そういう質問です。

参事兼政策推進課長 物品ということはあるんですが、相当額ということではそのとおりです。そのとおりの額が寄附額ということですよ。

8 番 田 代 委託料が合計幾らなの。当初予算を合わせると。補正で今、257万4,000円でしょう。そういう質問なんだよ。質問の仕方が悪くて申し訳ないですけど。

参事兼政策推進課長 当初予算がですね、指定寄附ということで、町と企業版ふるさとで10万円。10万円あります。ここで新たに257万…。(「分かりました。」の声あり)

8 番 田 代 では、267万4,000円経費を使って物品、現金で1,370万入ったということですね。はい、理解しました。ありがとうございます。

それで、あとは最後ですね、あ、その前だ。住宅、勤労者住宅資金利子補助金。ほんと人口増ということで考えれば、すごいいい成果だなと思います。来年度もこれを補正するような感じで家が建つように、政策を推進していただき

たいと思います。

最後に地籍調査、課長の話、よく理解していると思います。それで、これは先ほどの当初お話ししたのとお願ひなんですけども、当初始まったのが30年前、またはそれ以上のときに、当時で50年かかるだろうと、地籍調査が終わるまで。今の課長のお話で、198ヘクタールのうち6割はもう終わったと。かなりいろんな面でこの地籍調査というのは近所の境界だとか、いろいろなもので町単でやることからすると、非常に地味だけれども、よい制度だと私は認識しています。そこで、申し訳ないですけどね、全部調べてくれは難しいと思うんですけど、10年ぐらいの中で、地籍調査の成果。登記簿面積に対して実際に実測でどうだったのか。その辺はどうですかね、出せそうですか。これ、私、すごい興味あるんですよ。ちょっと答えをお願いします。

まちづくり課長　　今、御要請のありました件については、委員会のときに準備できるように努めさせていただきます。

8 番 田 代　　そのときに、逆に増えていたとしたら、今のベースで税金がどのくらい増えたのかなと。その辺も税務課と連携しながら、少し教えていただけたらありがたいと思います。以上、終わります。

議 長　　ほかには質疑ございますか。

9 番 井 上　　すみません、ページ27ページですね、松田小学校屋内運動場整備工事ということで、6,400万円を補正予算で計上されていますけれども、松田小学校の屋内運動場というのは、町のほうの避難場所に指定されてますよね。グラウンドは広域避難場所ということで。前も新校舎のときにですね、災害対応されているというふうなところがあったんですけども、その弱点は空調設備がないということがね、そのとき言われてましたけれども、今回のですね、この設計におきましては、ちょっと災害対応で空調機能等が災害時にですね、使える。つまり停電をされていても、屋根にはソーラーパネル等が、ソーラーパネルとか蓄電装置がもう既にありますよね。それは校舎と屋内運動場は別なのかなのかな。その辺をお伺いするとともに、災害時にもですね、対応できるような空調設備工事ということの設計をされているのかを、ちょっと1点だけ先

ほど聞き忘れましたので、お伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 当然、屋根付きの広いオープンスペースですので、そういった災害時にも当然対応できるような仕組みでやっていきたいとは思っております。ただ、現在、私どものほうで計画しているのは、ガス式というんですかね、ガス式の空調を考えていると。ただ、災害時にも十分利用できる、利活用できるように整えてまいりたいと思っております。以上です。

9 番 井 上 なかなか今のね、災害避難場所の中で、そういった空調設備が、暑いときも寒いときも対応できるという避難場所がないというふうに思っていますので、これが一番そういった機能を持つような避難場所になることがですね、災害時には必要かなというふうに思います。ぜひその辺の対応がうまくですね、機能できるような設計等、工事等を行っていただけるよう要望して終わります。ありがとうございました。

議 長 そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑、討論に入って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

討論に入ります。討論やるの、誰か。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第12号令和6年度松田町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。14時30分から再開します。 (14時15分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時30分)

日程第12「議案第13号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補

正予算（第4号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第13号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,779万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第13号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、年度末までの決算見込みによる診療収入の減額及び医業費の増額と財源不足を補うための財政調整基金繰入金に伴う補正予算でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。款、診療収入、項、外来収入、目の1、国民健康保険診療報酬収入につきましては180万円の減額、目の2、社会保険診療報酬収入につきましては70万円の減額、目の4、後期高齢者診療報酬収入につきましては580万円の減額となります。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金につきましては、診療報酬が減額になったことから、財源不足を補うため500万円の基金を取り崩して対応するものです。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございます。款・項ともに医業費、目の4、病理検査費につきましては、血液検査等の病理検査が増額したため、25万円を増額するものでございます。

款・項・目、ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声です。討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第13号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13「議案第14号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町長 議案第14号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,301万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは、議案第14号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

今回の補正ですが、令和6年度における介護給付費において、施設サービスの利用が増えたことに伴い、介護給付費の増額による歳出予算の計上及び歳入として支払基金交付金及び一般会計繰入金、町負担分等の予算計上が今回の主な補正の点でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により御説明させていただきます。8ページ、9ページを御覧ください。歳入の説明でございます。款・項、同じ支払基金交付金、目、介護給付費交付金、説明欄、介護給付費交付金。こちらについては補正額1,242万円の増額です。これは歳出で増額しております介護給付費分の増額に対する第2号被保険者の保険料分として計上しております。

続きまして、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、介護給付費繰入金、説明欄の現年度分介護給付費繰入金として、補正額575万円を増額し、先ほど一般会計補正予算のほうで御議決賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同じ額を増額するものでございます。こちらも歳出の給付額の増額に伴う町負担分として計上しておるものでございます。

続きまして、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、説明欄の財政調整基金繰入金としては、財源の…歳出、介護給付費増額分に伴う一般財源の不足分として基金から繰り入れ、賄うものでございます。

次のページをお開きください。歳出について御説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。款、保険給付費、項・目同じ介護サービス等諸費、説明欄1の介護サービス費を御覧ください。施設介護サービス給付費ほか4,600万円を増額しております。なお、こちらの予算不足に伴う財源につきましては、予備費より1,725万円を充用しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14「議案第15号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,690万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第15号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金に関わる補正が主なもので、併せて9月に確定しました令和5年度決算に基づき繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、歳出で計上している保険基盤安

定負担金と同様に、167万1,000円を減額しております。こちらは県支出金として、一般会計で収入した後期高齢者医療保険基盤安定負担金に4分の1の町負担分を合わせて特別会計で繰り入れるものでございます。

款・項・目ともに繰越金につきましては、令和5年度決算に基づき、429万1,000円を増額し、629万1,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出になります。款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金の保険基盤安定負担金につきましては、歳入の保険基盤安定繰入金と同様に、167万円を減額するものでございます。

款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15「議案第16号令和6年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号令和6年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）第1条、令和6年度松田町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）第2条、既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入

額が資本的支出額に対し不足する額8,906万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億206万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

支出、第4款資本的支出、1億5,146万8,000円、1,300万円、1億6,446万8,000円。第3項、投資、0円、1,300万円、1,300万円。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、寄簡易水道事業会計の資金不足による貸付金に係るものでございます。

6、7ページをお願いします。令和6年度松田町上水道事業会計補正予算実施計画内訳（第2号）の資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項3、投資、目1、長期貸付金につきましては、寄簡易水道事業会計の運営上の不足見込み分について、貸付金を計上するものでございます。計上分につきましては、4条支出の補填財源から充当します。

なお、3ページから5ページにキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第16号令和6年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16「議案第17号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）第1条、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）第2条、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業運転資金に充てるため、予算第3条に定めた松田町上水道事業会計からの長期借入金「1,000万円」を「1,300万円」に改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

支出、第2款水道事業費用、4,123万3,000円、130万円、4,253万3,000円。  
第1項営業費用、3,815万8,000円、130万円、3,945万8,000円。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、動力費の増に伴う会計運営上の不足見込み分について、上水道事業会計から借り入れるものでございます。

6、7ページをお願いします。令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算実施計画内訳（第2号）の収益的収入及び支出の支出でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目2、原水浄水配水及び給水費につきましては、各水源施設のポンプに係る動力費、電気料のこととございますが、の高騰により不足が生じますので、増額するものでございます。なお、上水道事業会計から借り入れる長期借入金を運転資金として充てるものでございます。

なお、3 ページから 5 ページにはキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1 点ですね、6 年度の当初予算におきましては、企業債ですね、ページ、当初予算のページ418ページで、企業債のところにですね、企業債、第 5 条、第 6 条、第 7 条で、第 6 条で1,000万円というふうにあります。この部分と今回ですね、その1,000万円を、最初の…議案のところですね、長期借入金1,000万円を1,300万円に改めるというふうにしましたね。そのところで、当初予算に対応した第 5 条、第 6 条、第 7 条に対しての起債というのは、今回補正予算ではいらないのかどうかの確認なんですけども、いかがでしょうか。

環境上下水道課長 今回の1,300万に改める部分につきましては、当初予算で言う417ページの第 3 条のところに書いてあります長期借入金1,000万の話でございます。なので、第 5 条、第 6 条は別のものなので、違うものになりますので、これで特に問題はございません。以上です。

議 長 大丈夫ですか。（私語あり）

9 番 井 上 そこはその長期借入金のところが当初予算の第 3 条では1,000万円が1,300万円にするんですけれども、そこで増えた増額の300万と今回のこれは営業費用で130万円増えた部分とは、それは違う資金だという理解でよろしいんですか。

環境上下水道課長 今回足りなくなるのは130万円なんですけど、実際に130万円ぴったり借り入ると、会計的にはなかなか厳しいので、多少余力として300万円を借りまして、余った部分は繰り越しとさせていただきます。以上です。

9 番 井 上 分かりました。

議 長 ほかに何か質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声です。討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第17号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しておりました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定例までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。なお、産業厚生常任委員会は委員長の指示に従ってください。

（14時55分）